

平成 1 8 年 3 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 1 0 日（金）開会

（ 第 1 日 ）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成18年太宰府市議会第1回（3月）定例会 環境厚生常任委員会]

平成18年3月10日

午前 10 時 00 分

於 第三委員会室

- 日程第 1 議案第 3 号 財産の譲渡（都府楼保育所）について
- 日程第 2 議案第 4 号 財産の無償貸付け（都府楼保育所）について
- 日程第 3 議案第 1 4 号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 1 5 号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第 1 9 号 福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2 0 号 大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 2 3 号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3 2 号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 3 号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 3 7 号 平成 1 7 年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 3 議案第 3 8 号 平成 1 7 年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 4 議案第 3 9 号 平成 1 7 年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 1 5 議案第 4 0 号 平成 1 7 年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 6 議案第 4 1 号 平成 1 7 年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 7 意見書第 1 号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書
- 日程第 1 8 請願第 5 号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について
- 日程第 1 9 議案第 3 6 号 平成 1 7 年度太宰府市一般会計補正予算（第 5 号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 福 廣 和 美 議員 | 副委員長 | 安 部 陽 議員 |
| 委員 | 力 丸 義 行 議員 | 委員 | 安 部 啓 治 議員 |
| 〃 | 山 路 一 恵 議員 | 〃 | 岡 部 茂 夫 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

| | | | |
|----------------|---------|------------|---------|
| 市民生活部長 | 関 岡 勉 | 健康福祉部長 | 古 川 泰 博 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 市民課長 | 藤 幸二郎 |
| 環境課長 | 武 藤 三 郎 | 環境施設整備担当課長 | 蛭 川 二三雄 |
| 人権・同和政策課長 | 津 田 秀 司 | 人権センター所長 | 西 山 源 次 |
| 福祉課長 | 新 納 照 文 | すこやか長寿課長 | 有 岡 輝 二 |
| 国保年金課長 | 木 村 裕 子 | 子育て支援課長 | 和 田 敏 信 |
| 保健センター所長 | 木 村 努 | | |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（2名）

| | |
|------|---------|
| 議事課長 | 田 中 利 雄 |
| 書記 | 満 崎 哲 也 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただ今から環境厚生常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、財産の譲渡及び無償貸付関係2件、指定管理者の指定が2件、規約の協議2件、条例の制定1件、条例の改正4件、補正予算6件、意見書1件、継続審査中の請願1件の計19件です。

なお、議案第14号、15号、20号、32号、36号、意見書第1号につきましては、資料を配布しておりますのでお知らせいたします。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括議題

○委員長（福廣和美委員） お諮りします。

日程第1、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」、及び日程第2、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、日程第1、及び日程第2を一括議題とします。

それでは、議案第3号、及び議案第4号について、順に執行部の補足説明をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」説明申し上げます。

市長が提案理由でご説明いたしましたように、太宰府市立都府楼保育所につきましては、効率的な運営を図るために、社会福祉法人飛鳥会に移譲することにいたしてありまして、建物を無償譲渡することにより、移譲後の法人の負担を軽減し、入所児童等の処遇を確保するため、移譲するものであります。

施設の名称は議案書15ページにお示ししておりますように太宰府市立都府楼保育所、所在地が太宰府市通古賀三丁目59番地で、面積が731.20㎡となっております。譲渡の相手方は太宰府市大字大佐野2番地2、社会福祉法人飛鳥会、理事長、山下議子であります。

続きまして議案第4号の「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」、こちらの方は土地になりますけど、こちらも引き続きご説明申し上げます。

先の議案第3号と同じく、これは土地の方の貸付料を免除することによりまして、移譲後の法人の負担を軽減し入所児童等の処遇を確保するために無償貸付をするものでございます。

財産の表示でございますが、17ページでございます。太宰府市通古賀三丁目59番地、宅地で1306.20㎡。契約の相手方は同じく飛鳥会になります。4番目に書いております無償貸付する

期間でございますが、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、無償期間満了の3月前までに、書面により意思表示がないときは、さらに1年間無償で貸し付けるものとし、以後もまた同様とする。こういうふうな中身でございます。貸付期間、そのまま10年間ということで、そのまま平成18年4月1日から10年間というふうにしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

それでは、議案第3号、及び議案第4号について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」でございますけど、飛鳥会に無償譲渡ということでございますが、契約内容がちょっと分かりませんが、その確認の意味ですね、飛鳥会に事故があったとか倒産等があった場合に、まあ経営困難になったときですね、地上権は残っておると思うんですけど、その辺の法的な契約と言いますか、それからそういう状況のときに市としてはどう対応するのかの考え方がございましたらご説明願います。

○委員長（福廣和美委員） 要するに契約期間中に飛鳥会の方が、その継続が困難となった場合の契約はどうなっているのかと。

安部委員。

○委員（安部啓治委員） 地上権だけは残りますからですね。勝手に市としては他の業者を連れてくるわけにはいかんでしょうが、そこら辺を含んだところの契約はどうなっているかの確認です。

○委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 契約の解除ということで、もともと平成16年7月に保育所民営化に関わる社会福祉法人の募集要項というのを作って、これを基に募集をかけたわけですけど、この内容に違反したときというのがありますので、これは当然保育所として、その建物の中身を存続するということが前提となっておりますので、これに違反した場合は契約を解除することができるという条文を入れております。

そのような中身、何らかの今おっしゃいましたような具体的に法人として維持できないと、そういうことも含めたところで、募集要項としては保育所の要に供するというのがございますので、そこを維持できなくなったときには、契約をこちらから解除することができるというものにして入れているということでございます。

○委員長（福廣和美委員） 安部委員。

○委員（安部啓治委員） その場合、相手が地上権を放棄するとか、そこら辺までうたっているんやろうか。それは間違いないのかな。その辺大事なとこなんよね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のところを補足しますと、昨年7月27日のこの環境厚生常任委員会協議会の中でも説明資料として、社会福祉法人募集要項というものを皆様に配布いたしました。その中身のことを今課長の方が申しましたが、その中で民営化の条件ということの中で、抵当権等その他の担保物権を設定してはならない。ただし目的遂行上必要やむを得ざる場合に限り、市、及び所管長の承認を得た場合にはこの限りではないと、それから将来当該用地を当該社会福祉法人に譲渡する場合は、その時点の不動産鑑定価格によって譲渡を行うこととする。まあ先に申しましたところのところをご質問になったことと思いますが、契約上はそういったものを確認しながら押さえています。

土地が市のままで、建物がその法人に渡っていたときに、その建物が他にもし移ったり倒産する場合にどうなるかというその辺の押さえをやっているのかというご質問ですね。

○委員長（福廣和美委員） 安部委員。

○委員（安部啓治委員） そうそう。保育所としては継続せないかんわけでしょうが、なのに向こうが地上権を主張してですよ、他の保育所が入ってこられないような状況になると、非常にまずいわけですから、その辺の押さえをしっかりしておかないと、将来禍根を残すことになりかねないので、ちょっと確認をさせてもらったんです。法的なものが私分らないもんで、大丈夫ですよと言えばそれでいいんですけどね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） その辺のところ今ご質問のご心配のところを明確にということではありませんが、最後に協議ということで、この契約に関し疑義があるとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとするという、そういったところをきちんと押さえなければならぬということになってくると思いますので、その辺今ご心配いただいている部分については、きちんと押さえをやっていきたいと思えます。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 契約はもう終わったのですか。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 仮契約を終わっております。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 仮契約。そうしたら本契約で変えれますよね。もしうたうなら。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） さっきの部長の話では、何か私もちょっと意味が分かりにくい部分があったのですが、やはり安部啓治委員がおっしゃるように、建物を変更したり増改築をしたりする場合もあるわけですね。そういう場合も必ず協議するようになっているのですか、それとも一つは、そういう建物を譲渡された場合は先方さんとしては、この建物を登記ができるようになっているんですね、登記されたら所有権が向こうに移ってしまうようになりますよね、

そういう制限は。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） そのこのところは、仮契約書の第6条に転貸し等の禁止ということ、これは貸すという契約書でございますが、そういう分はうたっております。書面によって承認をうけたときはこの限りではないとしていますが、あらかじめということで、譲渡物件を転貸しし、または譲渡しないこと。譲渡物件を目的外に使用しないこと。こういった。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） そういったことは分かるんですよ。だけどこれ登記できるんですよ。譲渡したらその建物を。

（安部啓治委員「発言中ですが、休憩してから仮契約書を見せてもらったらどうでしょうか。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） それ今見せていただけますか。

（健康福祉部子育て支援担当部長「はい。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） それでは、ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時20分

○委員長（福廣和美委員） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

回答を求めるか質問するかですが。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 譲渡物件の所有権が乙に移転したときにとうたっているけども。

○委員長（福廣和美委員） どこですか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 3条と4条が、3条が4月1日をもって乙に移転する。所有権が。結局これは登記をするということになるのですか。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） はい。そういうことになります。

○委員長（福廣和美委員） これは所有権は移転するけども、登記はできるけども、できてもこれとこれはできませんよということが書いてあるわけですね。

（健康福祉部子育て支援担当部長「はい。」と答える。）

○委員長（福廣和美委員） これは契約書にあるけども、法的にそれが通るかどうかということ聞いたわけね。

（安部陽委員「はい。」と答える。）

○委員長（福廣和美委員） それと書面上ではうたっていても、法的に何かあったときに分けるん

であれば意味がないということにもなりかねませんので。

この内容を見る限り押さえてあるとは思うのですよね。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） この第7条は第6条のところに含まれるんじゃないかな。第7条と第6条が一緒のような。譲渡物件を転貸し、又は譲渡しないこと。譲渡物件を目的以外に使用しないこと。これは、解除条件のというのをきちんと項目をつくっておった方がいいのではないかな。それがもの凄く緩められたような契約書になっていると思うんですよね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 安部陽委員がおっしゃいましたところは内容的に押さえている分が、保育所民営化にかかる社会福祉法人募集要項の中の2項目の条件でございますね、そこのところにかかってくると。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） それで上の譲渡物件を転貸し、又は譲渡しないことも、譲渡物件を目的以外に使用しないことも、解除条件と一緒にしておった方がいいんじゃないかと思うんですよね。

（「入っているんじゃないですか。」と呼ぶ者あり）

○委員（安部 陽委員） いや、これに入っとらんもん。

（「この契約に定める義務を履行しないときということですよ。」と呼ぶ者あり）

○委員（安部 陽委員） もの凄く法律的に弱い文面になっていると思うんですよね。

（「催告なしで契約を解除できるというのは非常に強いと思うんですよね。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 第7条が契約の解除ですから、その契約の解除は、第6条までのことを履行しない場合は催告しないで契約を解除することができるということでもいいんじゃないですか。「乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。」となっていますので。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 次の各号やけんね。「甲は、次の各号の一に該当するときは、催告をしたないで契約を解除することができる。」次の各号やけん、この上の分は次の各号に入っていないわけやけんね。

○委員長（福廣和美委員） いや入っているんですよ。「乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。」ですから、譲渡物件を目的以外に使用したときも解除することはできるし、譲渡物件を転貸ししたときもできますよね。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 何か弱い感じやな。

○委員長（福廣和美委員） いかがでしょうか。弱い感じと言われておりますが。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 7月27日に配布いたしました募集要項をまた後

でご覧いただきたいと思いますが、ここの中にこと細かに詳しく条件等を記入しておりますので、これを履行されないときには、解除すると、違反ということであらうと思いますので、特段弱いということではないと思います。市の方としてはきちんとうたっていると思います。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） わざわざ第6条にこういうことを書いてあるんだから、それも一緒に含めた条文にしてやっていた方が強くなると思うんよね。解除条件が。

○委員長（福廣和美委員） 要するに第7条の中に第6条の（1）（2）を入れるということですよ。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 入れた方が強くなるということですね。

○委員長（福廣和美委員） それに対する回答はありますか。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 第6条のところでは転貸しの禁止をきちんとうたっております。それをもう一回あえて第7条でということのようでございますが、一度第6条のところであらうございますから、あえてという、再掲という意味でございましょうから、もう第6条、第7条ということで掲げております分でクリアできているというふうに考えております。

○委員長（福廣和美委員） いかがでしょうか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 私は、禁止条項は禁止条項でちゃんと掲示してもらいたいという気持ちでございます。それだけです。

○委員長（福廣和美委員） それでは、議案第3号の財産の譲渡について、他に質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 一点確認いいですか。

修繕程度であれば、相手にしてもらおうと。例えば建物が地震とかで大きく崩れたと、それで大きな改修、あるいは建て替えが必要となった場合は、どちらが負担することになるのですか。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 建物そのものはもう無償譲渡しているわけですから、その後の分の修繕、あるいは大きな改修修繕というのが出てまいりましても、それは法人の方だというふうに認識しております。その中でやはり社会福祉法人の施設整備の助成金とか、そういうことの相談というのは当然出てまいると思いますので、そういった中で市として助成できるものはやっていくと、全く法人が何もしないで市の責任ということではく助成という方法はあるということです。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） そういうときに応じて相談しながら決めるということですか。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） いいえ、相談しながらではなくて、そもそものその修繕、修復、改修というものは、法人の方にあるということでございます。ただその金額等が大きいので社会福祉法人施設整備の助成金の申請というものは、当然上がってくるかと思えますので、そういう中で市の負担割合の助成金そのものは出でくるというふうに思っております。

○委員長（福廣和美委員） 関連しますけど、万が一そういう状況に、火災でも何でもいいけども、建物が無くなったという場合に、そこが本来元に戻して営業するのが当然ですよ、この契約からいけばね。そこが再構築をして保育所を始めると、それを放棄した場合ね、建てるだけの能力がありませんとなった場合は、その建物を元に戻して市に返すことは効力としてあるよね。原状回復して市に返さないかんでしょ。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） そこは、今のこの仮契約書の原状回復第8条というところのご質問だと思いますけど、ここの最後のところの「ただし。甲の承認を受けたときは、この限りでない。」というところがございまして、ここのところで当然協議調整、そういうものが出てくるというふうに。施設そのものが全く無になった場合に・・・。

○委員長（福廣和美委員） ただ契約が解除できるだけじゃいかんよね。原状回復するだけの責務を向こう側に負ってもらわんと、そうせんともうやめましたと、契約解除はいいけども、また市が建てないかんということになるんですよ。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） もう一回繰り返しになりますが、「ただし。甲の承認を受けたときは、この限りでない。」ということですから、返還しなければならないということが、「この限りでない。」というふうになりますので、そこはやはり市と法人との協議調整詰め、そういったことの中で、どういうふうにもっていくかということになるだろうというふうに思います。

○委員長（福廣和美委員） いや、そのとおりでと思うけども、その先の最悪を考えて言いよるわけね。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 市としては、建物そのものが無くなったときに、どう対応をすると思っているのかということですけど。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 基本的には原状回復義務がありますから、やはり市としてはこの保育所運営をしていただきたいということで、無償譲渡しているわけですから、他のところに転貸したり、他の経営をしてほしいとは思っておりませんので、もう一回再度

保育所を再開してほしい、保育所を建設してほしいというところで進むのは当然ですね。

(福広委員長「もちろん。」と呼ぶ)

○健康福祉部子育て支援担当部長(村尾昭子) ですからそのときに、返還しなければならないですから、基本的には市は当然返還してください。もう一度再度と言いますか、建物を建設してください。設置してくださいということで、強力に進めていくことになる。

(福広委員長「もちろん。」と呼ぶ)

○健康福祉部子育て支援担当部長(村尾昭子) 方針はそういうこととなります。

○委員長(福廣和美委員) だからそれが決裂した場合にね、こちらから向こうに請求するだけのものは請求するよね。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長(村尾昭子) そういうことになってまいります。簡単にいいですということにはなりません。

○委員長(福廣和美委員) ただ山路委員が言っていることと違うと思うんですよ。私が言っているその先を山路委員は言っているんですよ。もしそれがだめになった場合には、ちゃんとまた市が保育所をつくって営業をするんでしょうかということが多分言っているんだと思います。責任を取って。業者云々じゃなくて。業者がだめになっても建物がなくなると。業者がそれをするだけの能力がなくなったといった場合に、その最悪の最悪の場合にまた市が再開するでしょうねと、多分そういうことを言っている。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長(村尾昭子) 要するに、保育所運営責任者として、その法人が公立保育所的ということではなくて、保育行政の責任として、それだけの施設をきちんと再構築していくつもりはあるかという質問をなさっているのではないかということでございますね。

(福広委員長「山路委員。そうでしょ。」と呼ぶ)

(山路委員「・・・。」)

○健康福祉部子育て支援担当部長(村尾昭子) まあそのときの状況判断。やはり今のこういう保育所を整理していかなければならない。まだまだ足りないとかいう状況のときには、市として保育行政としてどのような責任を負っていくかということは、当然出てくるというふうに思っております。

○委員長(福廣和美委員) いいですか。

(山路委員「はい。」と答える。)

○委員長(福廣和美委員) では、議案第4号「財産の無償貸付け(都府楼保育所)について」質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) この無償貸付けについての問題点は別にはないですね。質問はないようですけど、そちら側が考えている問題点はありますか。

健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） ございません。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） これは土地の変更と言うか、いろんな盛土とか何とかかんとか出てきたりする場合がありますよね。利用面での変更だとか、そういうことは全然ないわけやね。

○委員長（福廣和美委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） そういう使用条件を変更する場合、こちらに書面によって提出をして、こちらが承認するというそういう契約の中身になっております。

○委員長（福廣和美委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」討論を行います。討論はありますか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 私は公立保育所を民間に移譲するというそのものに反対ということ言っていますので、この譲渡と後の議案の無償貸付けについては、反対ということです。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第3号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対1名 午前10時36分〉

○委員長（福廣和美委員） 次に、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第4号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対1名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括議題

○委員長（福廣和美委員） お諮りします。

日程第3、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び、日程第4、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、日程第3、及び日程第4を一括議題とします。

なお、説明後の質疑につきましては、議案ごとに行ないますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案14号、及び議案第15号について、順に執行部の補足説明をお願いします。

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 議案書の28ページをお開きになっていただきたいと思ます。

議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

条例で太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例が、この第5条にいわゆる公募によらない指定管理者の候補者を指定することができるということが規定されておるところでございます。このことから太宰府市女性センタールミナスの管理運営につきましては、地方自治法第244条の2第3項には、条例の定めるところにより、その管理を地方公共団体が出資している法人もしくは公共団体に委託することができるかと規定されております。及び同条第6項の規定によりまして、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として選定したところであり、ご提案申しあげる次第であります。なお指定の期間につきましては、本年4月1日から平成20年3月31日までの2か年としておるところでございます。

よろしくお願い申しあげるところでございます。

○委員長（福廣和美委員） それでは議案第15号。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

老人福祉センターはもともと老人福祉法によりまして、本市の老人福祉センターも法的にはA型というふうになっておりまして、その運営主体は地方公共団体、または社会福祉法人ということで、老人福祉法で規定されております。そういうことにあわせて、もともとこの施設が昭和51年に開館以来、太宰府市社会福祉協議会にその管理運営を委託してきておるわけございまして、そういう意味でも社会福祉協議会はノウハウを絶えずもっていること。またこ

の建物が老人福祉センターと、今社会福祉協議会が入っております総合福祉センター、これが構造的には一体となっております。例えば電気の配電盤が総合福祉センターに一つということになっておりますようなこととかですね、そういった管理運営上の問題とかもありまして、そういう意味では社会福祉協議会がずっと昭和51年以来、管理運営してきておりますこととか、またこの老人福祉センターの事業の一つでもございます老人クラブ支援につきましては、センター内に長寿クラブ連合会の事務所が設置しておりますこととか、さらにそこに常駐しております社会福祉協議会の嘱託職員さん。これは社会福祉士の資格をもった方がここに勤務しておりますまして、そういった意味でも高齢者の健康相談とか、その知識経験等を生かして、相談業務なんかにもあたってもらっておるといようなこと等から、この老人福祉センターにつきましては、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会の方に委託するというところで考えております。この指定につきましては、平成18年4月1日から平成20年3月31日までということ考えております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

議案第14号、15号につきましては、資料が配布されております。女性センタールミナスに関する指定管理者の仕様書、それから老人福祉センターにつきましても同様に指定管理者の仕様書が皆さんに配布されております。これをご参照願います。

それから資料2として指定管理者随意協定施設委託料の比較も資料として皆様に配られておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

それでは、まず、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） この資料2を見ますと、ルミナスの収入の平成18年度の見込みが4,144千円。この平成17年度との差が2,548千円もありますけども、これは収入がどういふふうなところで、これだけ上げようというふうに出してあるのか、その文化スポーツ振興財団でですね。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 平成17年度につきましては、1,596千円という数字を上げていっているわけなんですけど、この分については館の使用料を1,596千円ということで上げておるわけなんです。それで平成18年度については4,144千円という数字を上げておりますけど、財団のいわゆる経理の方が変わりました、講座とか講演については別会計でしておったわけなんですけど、平成18年度からこういう管理の委託と、講座講演等を含めた形での予算形式を取っております。そういうことで、この収入のところについては、使用料収入として1,530千円と受講料収入という形で2,615千円、この合計が使用料と受講料を足したことで4,144千円を計

上しているところでございます。

以上でございます。

(山路委員「はい、分かりました。」と答える)

○委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

安部啓治委員。

○委員(安部啓治委員) 資料1の2ページ管理運営の基本事項の中で、(9)のごみの削減云々ということですが、本来(7)番の中にも含まれるような事項なんですけども、あえてここでうたっているというのは何か特別の理由があるのか、そして特に指導していく部分があるのかちょっとお尋ねしておきたいんですけど。

○委員長(福廣和美委員) 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長(津田秀司) あそこは市の施設で、いろんな形でたくさんありますし、もちろん住宅もかなり建て込んでおりますからですね、そういった意味で、近隣住民と良好な関係を保つというようなところで、特に入れ込んでいただいております。また(9)番につきましても、当然ごみの削減、省エネルギーについては、やっていかなければならないということで、こういうことも明記しながら文化スポーツ振興財団の方に入れていただきたいということをお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長(福廣和美委員) 安部啓治委員。

○委員(安部啓治委員) (7)番に含めずにあえて抜き出しているから、あえて強調したいのかなと思ひまして。

○委員長(福廣和美委員) 他にありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 次に、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員(安部陽委員) 老人福祉センターの方には、委託料でルミナスの方は清掃料で入っているんですけど、こちら入っていないのですが、この光熱費の方に含めてあるのですかね。こちらは清掃業務はないんですよね。

○委員長(福廣和美委員) すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(有岡輝二) 一応この委託料の中にはそれも含んでおります。委託料の中に入っております。

○委員長(福廣和美委員) 安部陽委員。

○委員(安部陽委員) ルミナスの清掃料は高いということになりますよね。

(人権・同和政策課長「そうですね。」と答える)

○委員（安部 陽委員） こっちはバスの運転手や警備委員が入っていますがね。

そうでもないですか。あんまり変わりませんか。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 老人福祉センターについて言いますと、老人福祉センターは前面カーペットと言いますか、そういったのがずっと敷いてありますので、基本的にはワックス掛けとかそういう業務が入っておりませんから。

（安部 陽委員「それで安くつくわけね。」と呼ぶ）

○すこやか長寿課長（有岡輝二） そう意味では、ルミナスより安くあがるのかなと思いますけども。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 今の時点で老人福祉センターの利用というのは、年々減っているようなんですけども、その点は社会福祉協議会の方も、先行き、今以上の収入が増えるかどうか不安であるというようなこともおっしゃっていたのですが、平成 18 年度でプラス 28 万円の収入を見込んでありますけど、結局これからこういう企業努力をして収入を上げていくというような、そういうことは社会福祉協議会の方で出てきていますか。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 平成 18 年度では具体的にそこまでございません。ただ今のご意見のような点は十分やっぱり踏まえて、今後社会福祉法人での独自の事業とか、そういう部分は力を入れていく必要はあるかなと思っております。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

まず、議案第 14 号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 14 号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時51分〉

○委員長（福廣和美委員） 次に、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第15号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時52分〉

○委員長（福廣和美委員） ここで、午前11時05分まで休憩します。

休憩 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時06分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括議題

○委員長（福廣和美委員） お諮りします。

日程第5、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」、及び日程第6、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、日程第5、及び日程第6を一括議題とします。

なお、説明後の質疑につきましては、議案ごとに行ないますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議案19号、及び議案第20号について、順に執行部の補足説明をお願いします。

環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 議案書38ページをお願いします。

議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」説明いたします。本件は福岡市の南部工場が平成27年度には耐用年数に達することから、可燃ごみ処理に関する事務を、本市、福岡市、春日市、大野城市、及び那珂川町において共同処理するため、福岡都市圏南部環境事業組合を設けることとし、当該組合の規約の関する関係市町との協議について、議会の議決を求めるものでございます。

39ページからになりますが、組合規約では第1章総則で名称を、福岡都市圏南部環境事業組合といたしております。組合を組織する団体は、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市と那珂川町です。共同処理する事務は、関係市町の可燃ごみ処理の事務の内、中間処理施設、及び最終処分場の設置に関する事と、処理施設の管理運営、及びその処分に関する事でございます。組合事務所は春日市に置きます。

第2章、組合議会の定数は10人とし、関係市町からそれぞれ2人を選任いただき、議長、副議長それぞれ一人を置くことといたしております。組合議員の任期はそれぞれの関係市町の議会の議員としての任期になります。

第3章、組合の執行機関では、管理者1人、副管理者4人、収入役1人を置くことと定めます他、管理者等の任期、及び職務、職員、監査委員について定めております。

第4章、組合の経費では、組合の経費の支弁の方法と、第5章、雑則の規定となっております。福岡県知事の許可のあった日から施行することといたしております。

次に、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」ご説明いたします。

本件は、福岡都市圏南部環境事業組合の設置に関しまして、大野城太宰府環境施設組合の共同処理する事務の内、中間処理施設、及び最終処分場の新たな施設の設置に関する事務、及びその施設の管理運営に関する事務を除きまして、両組合の共同処理する事務の整合性を図るものでございます。

なお、資料3としまして、大野城太宰府環境施設組合規約の新旧対照表をお配りしております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

それでは、まず、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 住所は春日市に置かれますが、この福岡都市圏南部環境事業組合の職員は、別途採用されるのですかね、それが一点と、その事務所を春日市に置けば収入役はいらんで、会計なら会計でやってもいいのかなど。まあごっちゃにされないから、職員も事務所も別途に置くという考えですかね。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 職員につきましては、事務増減に伴いまして、変わってくるかと思いますが、当初6名予定しまして、構成市からそれぞれをその組合へ派遣するという形で考えております。収入役の件につきましては、これが一つの団体でございまして、当初は収入役を置くということで協議をしております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） それもう組合を設立するという事は、10年後に南部の工場を建て替えると。そういうふうになっているということで理解していいのでしょうか、それが一点。

それと平成18年度、福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会、この負担金として13,512千円上がっていますが、これとは別に組合費が要ということになるんですね。それでその組合費が大体算出してどれくらいになるのかというのが二点目。

それからこの組合の方に各自治体から1名職員が派遣されていますけれども、もう一年ぐらい前から派遣されていますけど、何をしているのかということですね。これまでにもう既に派遣されている職員は事務局でどういう仕事をされているのかというのが三点目です。

以上三点についてお尋ねします。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） まず、南部工場の建て替えというのが決まっているのかという件ですが、現在の南部工場は昭和56年に建設されまして、平成17年度に更に10年間の延命化工事というものをやっております、平成27年度で25年を経過いたします。そういうことから、南部工場については、平成28年度新しい工場の稼働というものを想定して共同の事務を進めて行こうということでございます。

それから職員の関係ですが、平成17年度までは福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会の方で、平成28年度以降の施設や運営についてどうして行くべきかということを検討してまいりましたが、その結果として、4市1町共同で新たな施設をつくって共同で処理していこうということで、そのための事務を職員をそれぞれの団体から出して、その準備を進めております。

次に予算の関係ですけれども、組合の本市負担として平成18年度見込んでおりますのは、この福岡都市圏南部環境事業組合の予算が伴うもので、13,180千円程予定しております。なお従来の協議会につきましては、筑紫野市を含めたソフト事業に共同で実施するという事で、その分と二本立ての合算金額となります。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） そうしたらもう一年前ぐらいから建て替えるという前提でもう話が進んでいたということですね、今の話だと。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） そういった想定をしまして、いろいろ検討を重ねてきておったということでございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） それでその 10 年後の建て替えの候補地として、3か所ぐらい挙がっているいると聞いたんですけれども、その分については説明できますか。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 候補地と言いますか、現在のところ候補地につきましては、施設検討委員会というものを持ちまして、そこで検討してきておりますが、まだ候補地についての結論は出ておりません。なお、その検討委員会の中で中間処理施設、及び最終処分場とも3か所ほどに絞込みをお願いしてきております。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 結局、福岡市にごみを委託することになったけれども、結局、市から見てですよ、大野城市と太宰府市の組合で新しくつくるのと委託をしたのと、長い目で見ればどちらが負担が大きいと思われま。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 結局、現段階ではまだ数字的なものというものが出し切れていませんので、これから施設の場所や規模、その中に入れる機械の形式や整備手法、管理運営の手法、いろいろな面についてですね、組合、及び関係市町で協議しながらより低コストで対応できる手法を選択してまいるということで進めてまいります。

（「分かるような分からんようなね。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） あそこはガス化溶融方式になっているのですか。南部工場はガス化溶融方式。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 溶融炉ではございません。

○委員長（福廣和美委員） 岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） ということは、800℃ぐらいまでしかあがっていないということですか。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） はい。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これは福岡市にあっては南区に係るものとするを書いてありますけども、福岡市の場合にはもう南区しか入らないと、該当しないんだということで考えてよろしいんですかね。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 原則的にそういうことで進めております。

○委員長（福廣和美委員） それといわゆるソフトの方の面の会議としては、筑紫野市も入っているんだという話ですが、将来的にこの福岡都市圏南部環境事業組合の方に、筑紫野市も加わるという可能性はまだ残されていますか。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） 現在のところそれはございません。

○委員長（福廣和美委員） それでそのいわゆるこの協議会に筑紫野市が入っていてもあまり意味がないわけですよね、実際は、意味があるとかいな。

○委員長（福廣和美委員） 環境課環境施設整備担当課長。

○環境課環境施設整備担当課長（蜷川二三雄） もともと福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会、これは交通体系や自然、川の流れ方、そういうことで自然環境、経済環境を一つにしているということで、環境面での取り組みを共同で取り組んで行くということで進めておまして、ソフト面での自然観察会とか、あとノーマイカーデー、エコスタイル、それからごみ減量に向けたいろいろな施策の研究、そういったものは筑紫野市を含めてやっていくという組織になっております。

○委員長（福廣和美委員） ということは、今のところ筑紫野市が入ってくる可能性はほとんどないと、そう思っていた方がいいわけですね。

他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 次に、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」質疑を行います。

資料3が皆さんの手元にいっていると思いますので、ご参照のほどよろしく願いいたします。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

まず、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」討論を行います。討論はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 昨年も一般質問をさせていただきましたけど、やっぱりごみの減量をまず一番に考えるべきだと思うんですよ。確かに建て替えということなんですけどね、ただやっぱり新設ありきで議論を進めていくのはちょっと今の段階ではおかしいと思います。ですからそういう意味で組合の設置については、私は反対です。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 19 号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第19号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前11時26分〉

○委員長（福廣和美委員） 次に、議案第 20 号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 20 号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第20号につきましては、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 7 議案第 23 号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

○委員長（福廣和美委員） 日程第 7、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について説明いたします。

議案書51ページをご覧くださいと思います。

従来の基金条例は処分できる対象となる経費は、保険給付に要する費用に不足を生じた場合に限りとなっており、介護納付金の財源不足に充てられないことになっております。

今回、対象を第 6 条、処分の条文を国民健康保険事業特別会計の財源に不足が生じる場合に限りとし、適用範囲を広げ、介護納付金の財源にも充てられるように充当するものです。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第23号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午11時29分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例 について

○委員長(福廣和美委員) 日程第8、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(和田敏信) 議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申しあげます。社会福祉法人が施設の新設、増築を行なう場合の補助金につきましては、従来、国、県から法人に対しまして、直接補助金を交付しておりましたが、市を通して補助金を交付するように変更となったため、条例を改正するものでございます。

条例の新旧対照表18ページと19ページでご説明申しあげたいと思います。

目的の第1条、それと助成の対象の第2条につきましては、文言の掲示をさせていただいたということでございます。それと第3条につきまして、第1号で変更したところにつきましては、「予算の範囲内とし、国が決定した次世代育成支援対策施設整備交付金の額に100分の150を乗じて得た額と国決定額に4分の1を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)の合計額とする。」というふうに変更するものでございますが、資料4を見ていただきたいと思います。文言の整理が非常に難しゅうございましたので、この資料に基づいて説明をさせていただきます。

改正前の円グラフを見ていただきますと、国が2分の1、県が4分の1、市が8分の1、あと法人というふうになっておりまして、この8分の1につきましては、1,000万円を限度と

するというふうになっているわけですが、この改正後は、すみません、これ左の市となっておりますのが国の間違えですね、申し訳ありません。ご訂正お願いいたします。改正後の円グラフの真ん中の左側、市と書いております。一辺市に入ってくるということでございますので、国、県からのが市というふう置きなおした形で、同じような割合、2分の1と4分の1、それに市から8分の1ということでございます。従来は通常ですとやはり国庫負担金、県負担金という形で名称的に入ってくるわけですが、これは今までが法人に直接補助金として出されておりました関係でこのような交付金措置ということで形を変えるということでございます。ですから割合的な率に何も変更はないということでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 32 号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第32号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 9 議案第 33 号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（福廣和美委員） 日程第 9、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、児童福祉法及び知的障害者福祉法の改正がなされたことによる適用条文の改正、ならびに障害者自立支援法の施行に伴うものです。

条例の新旧対照表の20ページ、21ページをご覧ください。

○委員長（福廣和美委員） ちょっと待ってください。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 議案書と一緒に配布されました条例改正新旧対照表です。

○委員長（福廣和美委員） どうぞ。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 今回の改正は主に障害者自立支援法の施行に伴うものが主なものとなっております。

第12条、障害者施設等に入所した場合の特例を新たに設けた点です。条例の第2条で、障害者医療費の支給対象は、市内に住所を有するものと規定されておりましたが、障害者施設等に入所した場合の特例を設けまして、太宰府市以外の施設に入所した際に、太宰府市に居住していたと認められる人も新たに支給対象者とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第33号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（福廣和美委員） 日程第10、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

これは介護保険法の改正に伴いますところが一番でございます。次に、第三期の介護保険事

業計画、平成18年度から平成20年度にかけての三期の介護保険事業計画についてのこの部分が一番大きなものでございますけれども、今度の法令等の改正に伴いまして、部分的に本市の介護保険条例の一部改正の必要が出てまいりましたので、改正させていただきたいということで、提案させていただいております。

なお、この件につきましては、特に所管委員会の皆様方にも何かとご迷惑をかけております。

それで、この第三期の介護保険料、結果的にはまず基準額ということで、現行では今までのところは保険料が5段階に分かれておりました。それで低所得者の負担をできるだけ軽くするという意味で、この法令の改正に伴いまして第三期の保険事業につきましては、この保険料段階を6段階にも分けてもいいということになっております。それで今までの第2段階の保険料段階の部分をついに二つに分けてですね、一応本市の場合は国の基準どおりにしておりますけれども、この今現在の第2段階を、その対象者につきましてはですね、市民税非課税世帯ということと、その合計所得金額が80万円以下という部分と、新たに80万円を越す部分ということで、ここに今までの第2段階が第2段階と第3段階の二つの段階に分かれておまして、今までの第2段階が非常に負担の対象者の範囲が広くてですね、かなり負担の重い方が実際ありましたことを解消するために、この第2段階を二つの段階に分けて全体としましては第6段階まで、第1段階から第6段階まで設定させていただきたいということでございます。

それでまず第1段階につきましては、これは生活保護受給者とか老年福祉年金受給者が対象でございまして、今回設定します保険料につきましては、第4段階が一般で言いますところの基準額ということになります。それでこの基準額が本市におきましては、4,280円ということに基準額を設定したいと思います。それでその基準額の半分0.5がこの第1段階の保険料ということで、月額2,140円。それから第2段階につきましては、同じく2,140円。それから新たに設定します第3段階につきましては、基準段階の負担割合を0.75ということで3,210円ということに考えております。それから基準額第4段階につきましては4,280円。それから第5段階につきましては5,350円。この第5段階というのは、今まで第4段階だったところの対象が、市民税が本人が課税で、合計所得金額が200万円未満の方が、大体この第5段階に入りまして、基準額の1.25倍になります。それから第6段階につきましては、市民税が本人課税で合計所得金額が、200万円以上の方は全てこれに該当するというので基準額の1.5倍ということで、その保険料につきましては、この第6段階に設定させていただきたいと思います。

それで本市の介護保険条例の中で、この保険料が変わります部分と、新たに今度制度改正に伴いまして、当然その他今税制とか改正が新たになされました。また、そういったことに対しまして、この介護保険料におきまして、特に平成18年度、平成19年度の2か年に限ってですね、そのそういった軽減措置、激変緩和措置をしようということで、それがこの介護保険条例の非常にご迷惑をかけましたけれども、最後の方に附則以降、経過措置としてあります部分を追加させてもらうものでございます。この経過措置等につきましては、大体今把握してござい

すところでは、大体平成18年度で約1,800人、平成19年度で約1,900人でございます。特にこの経過措置の対象者につきましては、保険料はもちろん対象者にはお知らせはしますけれども、あわせてその納付書ですね、これが自動的に電算システムを改修しまして、その電算システムでこの経過措置の対象者を自動的に把握できるようになっておりますので、その方には経過措置された後の保険料をお知らせするような形になります。もちろんこのことにつきはしては、市の広報とかチラシ等もですね、あわせて平行して出すようにはしております。このまた細かい数値等についての資料につきましては、予算特別委員会の方に追加資料ということで、この間本会議質疑の方でも議員さんの要望も出ておりましたので、そういう意味であらためてこの中身につきましてはですね、全体的に一覧にして分かるような資料を予算委員会の方には提出したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） まず新しく6段階になったことですが、大野城市と那珂川町は7段階に設定をされているんですね、その段階設定については、介護保険運営協議会の方で議論をさせていただくというふうに前の一般質問の際にお答えをいただいていたんですけど、運営協議会の中でどのような議論がされたのかというのがまず一点。それから今介護保険料の滞納がどれくらいあるのかが二点。

以上二点についてお願いします。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） まず一点の大野城市とか那珂川町、特にこの筑紫地内では大野城市と那珂川町がその負担割合がですね、第2段階についての負担割合が若干違っております。そういった点につきまして、本市の介護保険運営協議会には審議していただきました。大野城市につきましてはこの第2段階、新しい第2段階の負担割合がですね、0.625ということになっています。本市の場合は0.5でございます。それと那珂川町の場合は、0.7ということで若干負担割合を多く設定しておるようでございます。全体の金額的にはですね、そう大差はありませんけれども、大体10円とか20円程度の開きでございますけれども、特にこの新しい第2段階の割合が那珂川町と大野城市では本市よりも少し高めに設定してあるということは、一応本市の介護保険運営協議会にそういった資料も提出して審議していただきました。それと介護保険料の滞納分につきましてはですね、ちょっとここに資料をもちあわせておりませんが、予算委員会の要求資料としてですね、提出させていただいておりますので、そちらの方でお願いしたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（山路委員「はい。」と答える）

○委員長（福広和美委員） 他に質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 今度協議会がこういうふうで、名称が変わりますが、構成委員も少し替わるのですかね。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 少し補足説明させていただきます。

この介護保険条例の中身の今もちろん保険料を新たに設定するということとですね、今安部陽委員の質問の意味は、地域包括支援センターのこともあるのかなと思いますので、そのことについて、少し説明が漏れましたのであらためて、その視点につきましてもですね、法改正に伴いまして、そういったとにかく介護予防に重点をおくというようなことの中で、新たに地域包括支援センターを設置してですね、そこで包括的な事業なんかもやっていくことになりました。本市の場合は直営ということではなくて、一応その点に関しましては委託するということで、もう既に委託先は決まっておりますけれども、もちろんそういった地域包括支援センターも含めて、今の安部陽委員のご質問の部分につきましては、もともと本市にあります介護保険運営協議会の構成メンバーとほぼ同じでございます。それで新たにそういった地域包括支援センターの運営協議会を立ち上げる必要がございますけれども、本市の場合はこの介護保険運営協議会の委員さんと同じということで考えております。大体同じ役をですね担ってもらうということで考えております。それでこういった地域包括支援センターを機能させることで、もちろん本市におきましては、大体保健センター、もちろんすこやか長寿課、あるいは社会福祉協議会関係等のそういった健康づくりと言いますか、そういった部分の関連課とですね、連携しながら具体的には新しい介護予防事業に取り組んでいくということになると思います。

以上です。

○委員長（福広和美委員） よろしいですか。

（安部陽委員「はい。」と答える）

○委員長（福広和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福広和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 介護保険の制度については、昨年10月にですね、補助費と食費の負担、それから今回の保険料の値上がり。それから高齢者については、税制改正などで本当に大変な負担がかぶさってきております。お金がなければ介護が受けられないというふうな状況が、本当これから出てくると思うんですけども、そんな中で国の方は介護保険事業の予算を平成18年度1兆9,000億円も減らしているんですね。そういった国が負担を減らしてその分を高齢者に回せるというような今の介護保険の制度のあり方そのものが私はおかしいというふうに思っていますし、今回の保険料の値上げで一番いや表に立たされるのは窓口の職員ですから、本当に

大変だとは思いますが、この今回の条例改正については反対とさせていただきます。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 34 号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（福廣和美委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第34号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 4 名、反対 1 名 午前11時51分〉

○委員長（福廣和美委員） ここで午後 1 時00分まで休憩します。

休憩 午前11時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時00分

○委員長（福廣和美委員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 3 5 号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（福廣和美委員） 日程第11、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（武藤三郎） 議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申しあげます。

議案書82ページ、ならびに新旧対照表の38ページから40ページをご覧ください。

それでは説明いたします。

本件は、福岡都市圏広域行政推進協議会を構成する市町村のうち、宗像市と大島村の合併によりまして村がなくなったこと、および食品衛生法の改正により容器包装を規定した条文が変更されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時01分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第12、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

それでは、補正予算書26ページから35ページにおける主な内容について、執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ104,706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,523,891千円とさせていただくものです。

まず歳出の方からご説明いたします。34ページ、35ページをご覧ください。

今回の歳出補正予算は保険給付費のみとなっております。1目の一般被保険者療養給付費は歳入増額分を財源組替のみいたしております。財源組替の金額は18,223千円でございます。

次に2目の退職被保険者等療養給付費、これは退職被保険者の増加に伴います給付費の不足を107,706千円補正増で計上させていただいております。

次に出産育児一時金でございますが、これは決算見込みで平成17年度見込みが予算よりも少なく予定されておりますので、300万円ほど減額補正をさせていただいております。

続きまして歳入予算の方にまいります。32ページ、33ページをご覧ください。

先ほどの歳出に対します歳入予算は、3款、療養給付費交付金の退職者医療費交付金、これは退職被保険者の医療費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますが、32,616千円増額とさせていただいております。

5 款の共同事業交付金、これは 1 件 70 万円以上の高額な医療費に対する交付金でございます、これは 18,223 千円の増額補正でございます。

7 款の繰入金でございますが、一般会計の繰入金として、それぞれの項目の決算見込みに応じた補正額を計上させていただいております。繰入金としては差し引き 2,667 千円の減額補正となっております。

7 款の基金繰入金でございますが、これは歳出の決算見込みに対しまして、歳入不足を基金の取り崩しで充当させていただいております。追加の取り崩し金額は 56,534 千円。平成 17 年度の予算の最終的な見込みは 150,980 千円となっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 37 号「平成 17 年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第 37 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成 5 名、反対 0 名 午後 1 時 06 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 13 議案第 38 号 平成 17 年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第 13、議案第 38 号「平成 17 年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書 36 ページから 43 ページにおける主な内容について執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 平成 17 年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を申しあげます。

歳入歳出にそれぞれ、46,531 千円を追加し、予算総額を 5,900,620 千円とさせていただいております。

42ページ、43ページをご覧ください。

まず、歳出の方でございますが、償還金として46,531千円を計上させていただいております。これは社会保険診療報酬支払基金から交付されました交付金が、前年度精算いたしまして返還金が生じたので、その返還金を計上させていただいております。

次に歳入項目でございますが、まず国庫支出金、医療費負担金につきましては、現年度が△16,316千円。過年度、これは過年度分の追加交付でございますが、42,918千円追加交付がっております。

次に県の支出金、県の医療費負担金でございますが、県も過年度として追加交付が19,929千円ございますので、それを追加で補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第38号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時08分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号） について

○委員長（福廣和美委員） 日程第14、議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書44ページから51ページにおける主な内容について、執行部の補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） それでは議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を説明いたします。

補正予算書の歳出の方から説明させていただきます。50ページ、51ページをお願いします。

まず、2款1項3目施設介護サービス給付費ですが、全体的にはこの施設介護給付費が予想よりも大分少なく、そういう結果になりよりますので、全体的には2款2項1目居宅支援サービス給付費、それから2款4項1目の高額介護サービス費がそれぞれ不足しております。それで介護保険事業特別会計の中で予算組替えをしまして、そういう意味で施設介護サービス給付費がかなり予想よりも少なく終わる見込みでございますので、2款2項1目の居宅支援サービス給付費が6,500千円、それから2款4項1目の高額介護サービス費が2,000千円不足しますので、それぞれ増額補正をお願いいたしますとともに、その財源につきましては、最初の2款1項3目施設介護サービス給付費を8,507千円減額しまして、そこからやりくりするような形で考えております。

それから基金積立金につきましては、現在介護給付費支払準備基金が1,180万円ほどあります。これの預金利息がついておりますので、それを積み立てるための予算としまして7千円増額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって議案第39号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第15、議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書52ページから57ページにおける主な内容について、執行部の補足説明を求めます。

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 補正予算書の56ページ、57ページをお開きいただきたいと思
います。

議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて」ご説明申しあげます。歳入歳出関連しますので、一括してご説明申しあげます。

歳入歳出16,740千円を増額補正し、予算総額を36,363千円にお願いするものであります。そ
の理由としまして、本事業の利用者への貸付金につきましては、日本郵政公社からいったん市
が起債として借入し、その資金を国庫貸付として利用者への貸付を行なっていたところでござ
います。その借入利用者の中でも最終の償還期日を待たずに全額繰上げ償還されて返済された
方もおられます。この繰上げ償還金につきましては、現在市の住宅新築資金等公債償還積立
金。いわゆる基金として積み立てております。

今回この繰上げ償還していただいた分について、起債先であります日本郵政公社より繰上償
還、一括償還として、その請求の通知がなされております。このことから歳入で住宅新築資金
等公債償還積立金、基金から繰入し歳出の公債費の支払として、日本郵政公社の方へ返済する
ものでございます。その額が16,740千円でございます。この繰上償還金16,740千円の内訳は、
繰上償還を行なった償還者7人分の合計金額であります。

よろしくご審議お願い申しあげる次第でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部陽副委員長。

○委員（安部 陽委員） 一応今繰上償還をされる人もおられますが、現在何人ぐらい借りられ
て、償還の悪い人と言ったらおかしいけれども、償還が滞っておるような人がその内何人ぐら
い。

○委員長（福廣和美委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） まだ平成17年度の決算が出ておりませんので、平成16年度の
決算から申しあげますと、今現在償還が全部終わっていない人は37名でございます。それでそ
の内のいわゆる滞納者というのが27名の方が滞納されて、残りの方が順調に支払っているとい
うような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（安部陽委員「はい、いいです。」と呼ぶ。）

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第40号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第16、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

それでは、補正予算書58ページから65ページにおける主な内容について、執行部の補足説明を求めます。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

歳入歳出予算総額につきましては、3,290千円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,270千円に補正をお願いするものでございます。

補正予算書の64、65ページをお願いいたします。まず、歳出の方から先に説明いたします。

1款1項1目の一般管理費でございますが、認定審査会関係費としまして委託料が7,628千円、これは介護認定支援システム改修委託料が8,400千円新たに必要な部分と、これは法改正に伴いますところのシステム改修委託料等でございます。昨年度から対応できるようなシステム改修でございます。それでそこに8,400千円と減額部分で介護認定システム保守委託料、これが772千円の減額になりましたので、委託料としまして7,628千円。それから備品購入費もこれは入札残でございますが、3,538千円少なくなっております。それから19節の負担金、補助金及び交付金、これは事務局職員の人件費の負担金でございます。2,303千円減額になっております。1款2項1目の認定審査会費につきましては、やはりこれは介護認定審査会の委員さんの人件費でございます。報酬が1,755千円。それから旅費につきましては3,322千円減額になっております。ほぼ決算額になる見込みでございます。

それから歳入につきましては、1款1項1目認定審査会共同設置負担金、それぞれほぼ決算額がこの見込みで出ますので、この負担金につきましては、この説明欄にありますように、4市1町それぞれに負担金を返還する部分になります。それから介護保険事業費補助金につきましては、先ほどの歳出の方で説明いたしました介護認定支援システム改修委託料8,400千円の

中ですね、対象経費としては504万円でございますが、その2分の1が国庫補助で入ってくると、補助の対象になっておりますので、2,520千円歳入になります。

以上が筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算の説明でございます。

よろしくお願ひします。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について」を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひします。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第41号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

○委員長（福廣和美委員） 日程第17、意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を議題とします。

本意見書について、委員の皆さんから意見をお伺ひします。ご意見はありますか。

これは意見書だけがありますが、どのようにしましょうか。

それと資料5がお手元に配布されていると思います。少子化対策に関する平成18年度の予算、国土交通省の方ですね。

何かご意見ございませんか。

（「そのとおり。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 資料を出していただいているんですけども、この最後のページですね、その項目の内容がわりと具体的に書かれてあるんですよ。これには4番からしかないんですけど、内容がどうのこうのではなくて、もうちょっと具体的にした方がいいんじゃないのかなという感じがしたんですけど……。

○委員長（福廣和美委員） それは1から6についてですかね。

山路委員。

○委員（山路一恵委員）　そうです。

○委員長（福廣和美委員）　もう少し具体的にした方がいいということですか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員）　はい。まあ。一応意見ですから。内容がどうのこうのではなくて、このままでいこうということであればそのままでも構いません。

○委員長（福廣和美委員）　その他ご意見はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

（「このままでいいのでは」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　具体的に今山路委員の方からありましたけど、その場合はどういう部分をという案か何かありますか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員）　やっぱり4番の部分が分かりにくいんですが、子どもを預けやすい保育システムへの返還というのが、この一文ではちょっと分かりにくかったですけど、こうやって資料には具体的な部分がありますし、放課後児童健全育成事業等の充実というところでも、「生活塾」という新しい施策が出てきていますよね。実際モデル事業も実施をされているようですし、そこら辺りをですね、出した方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

○委員長（福廣和美委員）　皆さんどうですか。

（他の委員からの意見なし）

○委員長（福廣和美委員）　このまま採決でも問題ありませんか。

（「いや、山路委員が言われていますから。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　山路委員。

○委員（山路一恵委員）　意見だけですから。

（「意見だけということですから。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　それではこのまま討論、採決を行ないたいと思います。

これで協議を終わります。

討論を行ないます。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員）　これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を原案のとおり可決すべきとすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員）　全員挙手です。

したがって、意見書1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決　賛成5名、反対0名　午後1時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願第5号 「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について

○委員長（福廣和美委員） 日程第18、請願第5号、「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」を議題とします。

本請願は、昨年の12月議会から継続審査となっておりますが、委員の皆さんから意見をお伺いします。

意見はありませんか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） 事務局にお尋ねします。

依然同様な請願が出ていたと思いますが。

○委員長（福廣和美委員） 事務局お願いします。

○書記（満崎哲也） 同じ表題の請願がですね、平成14年8月26日に請願が出されております。それで環境厚生常任委員会に付託されまして、2度の継続審査を経て平成15年3月に採択し意見書が提出されております。

○委員（岡部茂夫委員） 採択されたわけですね。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） そのときの請願事項というのは何ですか。

○委員長（福廣和美委員） ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時36分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

お手元に前回のときの最低保障年金制度の請願の資料が配布されたと思います。

前回の請願事項と言いますか、それが国民年金（基礎年金）に対する国庫負担は約束どおり3分の1から2分の1に増額すること。2番目に一般財源による全額国庫負担で最低保障年金制度を早期に創設して、無年金者や低額年金者をなくすこと。3番目は厚生・共済年金の賃金スライドと、これに見合う国民年金の加算を従来どおり実施し、厚生・共済年金の報酬比例部分の5%削減は行なわないこと。4番目は老齢年金の支給開始年齢は原則として60才とし、保険料は引き上げたいこと。5番目が年金支給額の5年半分という巨額の積立金は過大であり、計画的な活用を考えること。というのが一応請願事項になっています。

いかがでしょうか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） 前回は平成15年3月に採択された請願とどう違うか、そしてどうするかですね。

○委員長（福廣和美委員） そちら辺は修正はきくのですかね。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 修正というのは何をどう修正ですかね。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 2番を削除。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 削除ですか。

一概にここで返答はできかねますけどね。

○委員長（福廣和美委員） 暫時休憩をとってもいいですよ。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） まあ休憩をとっていただければ確認取れますけど。

○委員長（福廣和美委員） ちょっと休憩の前に、今話が出ていましたように2番目、前回と近い内容であればOKなのかということをおかないと、確認はとってが、なおさらそれでだめだったということでは請願者もたまらんでしょうから、内容意見をもうちょっと出してからにしましょうか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） これについてで言えば、請願事項2番目を削除すれば私はそれで賛成できると思うんで。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 同じですけど、現時点で2番目の項目がですね、入れるかどうかのその議論もありますけども、前回並みの請願事項であれば私は賛成できます。

○委員長（福廣和美委員） 上の文章については問題ありませんか。

（「はい。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） いいですね。

今の請願事項のところを言いよったけども、そこに至る文章については別に問題ありませんか。

岡部委員どうでしょうか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） 消費税増税や庶民増税というのがですけどね。まずは請願内容について賛成となれば次に意見書についての審議を行なうと。

○委員長（福廣和美委員） 意見書を出して欲しいという請願ですから、今言ったのが意見書そのものに関わってくるわけですね。意見書そのものの請願事項がどうなのかということで、請願の方に関わってくるわけですから、前提はあくまでも意見書を出すというのが前提ですから、それをどうするかがこの請願ですから。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） まずはこの請願を採択してしまわないことには意見書にならんけん。採
択されんかったら意見書も通らんということ。

○委員長（福廣和美委員） もちろんそうですよ。

（「意見書を出してくれという請願だから」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） それを削除したらだめとなれば意見書も出さない。

○委員長（福廣和美委員） 今意見を述べられた委員の皆さんの考えは、できれば通してあげよう
という、そういう思いでの発言でしょうから。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 一応2番目を削るか削らないかによって、通るか通らないかが出てくる
でしょうから。

○委員長（福廣和美委員） 一応今から暫時休憩します。

休憩 午後1時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時07分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

この請願について、他にご意見はございませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 請願者の方に削除の件を先ほど話をしました。そうしましたら、請願者  
の方としては最低保障年金制度を創設してほしいことの趣旨が入っていれば、削除については  
構いませんということで、条文の部分でもし変更等があれば、最低限書き直しはOKですという  
ことでした。

以上よろしく申し上げます。

○委員長（福廣和美委員） ただ今山路委員から、制度の実現にあたって、消費税増税や庶民増税  
をしないことという部分は削除しても構わないという意見がありました。

除ぞいた部分については、採択してもいいのではないかという意見がありましたが、他にご意  
見はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 他に意見がなければ、これで協議を終わります。

それでは、請願事項2項目を除いた部分を採択することについて、討論、採決を行ないま  
す。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 採決いたします。

請願第5号の内、請願事項2項目の「上記制度の実現にあたって、消費税増税や庶民増税を  
しないこと。」を、除ぞいた部分を採択することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(福廣和美委員) 全員挙手です。

したがって、請願第5号、「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願」は一部を除き採択すべきものと決定しました。

(一部採択 賛成5名、反対0名 午後2時09分)

○委員長(福廣和美委員) ただいま一部を採択することが決定いたしました請願については、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに意見書提出が要望されています。まず、意見書案が出されておりますので、これから書記によって配付させます。

(書記配付)

○委員長(福廣和美委員) 今配布している分は修正前の意見書案です。

「最低保障年金制度」の創設を求める意見書(案)。

ざっと読みますけど、高齢者の生活を支える基本は公的年金です。

高齢化社会を迎え、その充実は全国民の切実な要望となっています。

しかし、いまの年金制度がかかえる最大の問題は、なんとといってもこのままでは、無年金者・低年金者が増えつづけるという問題です。さらに年金の格差が重大になっています。

無年金者が現在でも60万人以上、また、国民年金だけの人は909万人で、その平均月額が4万6千円です。

しかも、保険料を収める人の率は下がりつづけており、03年度で納付率63.4%です。

こうした年金制度の空洞化の状態は、厚生年金でも進行しており、加入者数は1998年以来毎年減少しています。

年金制度の空洞化は、放置すれば、ますます深刻な状態になるのは明らかです。

こうした時、7月27日に、指定都市市長会が、「最低年金制度」創設の提案をされたことは、まことに時宜を得た、画期的な意義をもつものと考えます。

よって、政府におかれましては、下記の事項について、是非とも実現していただきますよう強く要望いたします。

記、1、全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。2、上記制度の実現にあたって、消費税増税や庶民増税をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。厚生労働大臣、川崎二郎様。になっております。

それでまず案文の方から内容案について、先ほどの意見では2番目の「上記制度の実現にあたって、消費税増税や庶民増税をしないこと。」、この部分を除いてというご意見でしたが、それでよろしいでしょうか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) その部分だけでよろしいですね。

(安部陽委員「他に字句等があれば。」と呼ぶ)

- 委員長（福廣和美委員） 力丸委員。
- 委員（力丸義行委員） 意見書の中ですね、7行目2003年。それと7月27日の前に平成17年7月27日。
- 委員長（福廣和美委員） それはこれを2003年になるということ。  
（「03年を2003年と。」と呼ぶ者あり）
- 委員長（福廣和美委員） 2003年とちゃんと入れるということ。  
力丸委員。
- 委員（力丸義行委員） 2003年度、だから平成。  
（山路委員「平成に直すということ。」と言う）
- 委員長（福廣和美委員） 平成に直すということ。  
（「元号にするということ。」と呼ぶ者あり）
- 委員長（福廣和美委員） 力丸委員。
- 委員（力丸義行委員） それと7月26日を、今平成18年ですから平成17年7月26日とすることです。
- 委員長（福廣和美委員） 問題ありませんか。  
山路委員。
- 委員（山路一恵委員） 全然問題ありません。
- 委員長（福廣和美委員） わかりました。それでよろしいですか。  
（「はい。」と呼ぶ者あり）
- 委員長（福廣和美委員） 山路委員。
- 委員（山路一恵委員） 1998年というのが中段の右側に。  
（「平成10年。」と呼ぶ者あり）
- 委員長（福廣和美委員） 安部副委員長。
- 委員（安部 陽委員） 元号とどっちがいいんでしょうか。
- 委員長（福廣和美委員） 力丸委員。
- 委員（力丸義行委員） どちらか合わせておけばいいですよ。
- 委員長（福廣和美委員） 案文部分が終わりましたので、提出者を決めたいと思うのですが、これは提出者は山路議員になっていますかね。  
（安部陽委員「意見書はまた別ですからね。」と呼ぶ）  
（山路委員「意見書は副委員長。」と呼ぶ）
- 委員長（福廣和美委員） 提出者は副委員長で、あとの委員が賛成者ということでよろしいでしょうかね。  
（安部陽委員「ルールではそうになっていましたかね。」と呼ぶ）  
（力丸委員「はい。」と呼ぶ）
- 委員長（福廣和美委員） それではそういうことで進めていきたいと思えます。

それでは本意見書につきましては、内容部分について、全部平成の年号に合わせる。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) ということですので、よろしくお願いします。

それでは本意見書につきましては、提出者を安部陽議員、賛成者をその他の環境厚生常任委員会の残りの5名の議員として、3月27日の本会議に上程いただきますようお願いいたします。

〈午後2時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(福廣和美委員) 日程第19、議案第36号、「平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

当委員会所管分の審査を行います。

お諮りします。

審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行い、歳出の審査の中で歳入を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳入についても説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 異議なしと認め歳出から審査を行い、執行部におかれましては歳入を同時に説明した方がわかりやすい項目については、歳出の中で歳入の説明をお願いします。

それでは、補正予算書18、19ページの3款民生費、1項社会福祉費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) それでは3款1項1目社会福祉総務費の特別会計関係費について説明申しあげます。

国民健康保険事業特別会計の繰入金でございますが、国保特会の一般会計からの繰入金を減額しておりますことと連動しまして、一般会計からの繰入金の2,667千円を減額補正させていただいております。

以上です。

○委員長(福廣和美委員) 特別会計。

国保年金課長。

○国保年金課長(木村裕子) 国民健康保険事業特別会計の32ページ、33ページをご覧くださいと思います。

国民健康保険事業特別会計補正予算書の32ページ、33ページ。この中の7款一般会計繰入金のところでですね、2,667千円を一般会計から繰り入れてもらう分を減額補正しております。これと同じ金額を一般会計の方でも、歳出から削減させてもらっています。

○委員長（福廣和美委員） 続いて、福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 公有財産購入費としまして、9,969千円計上させていただいておりますが、これは先の議会全員協議会の中で地域振興部の方から詳しく説明があったもので、看護学校跡地の分でございます。

用途につきましては、社会福祉施設として活用させていただこうというところで考えております。全体の面積といたしまして、10,805.32㎡でございますけれども、この用地に関しましては、387.26㎡の予算を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 続いて、すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 3款1項2目老人福祉費でございますが、高齢者社会対策費として、ねんりんピック実行委員会補助金が5,600千円予定しておりましたけれども、実質は全体的にかなり減額になりましたので、4,977千円ほど減額補正させていただきます。その減った主な理由は福岡県市町村振興協会の助成金、これは宝くじの収益金らしいですけども、それから2,639千円ほど補助をいただきましたので、それが主な減額する予算の主な理由の一つでございます。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 続いて、国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 次に8目重度心身障害者医療対策費及び9目の母子家庭等医療対策費について説明いたします。

この医療費については二つの項目とも医療費の増額見込みが予想を下回ったために、減額補正とさせていただきます。これについて、歳入が関連しますので一緒に説明説明をいたします。13ページをご覧くださいと思います。

歳入の13ページ、15款の県支出金、県補助金の民生費県補助金でございますが、その中に重度心身障害者医療補助金が減額の26,902千円。母子家庭等医療対策補助金が減額の5,399千円。これが歳入の減額に伴う県の補助金の減額補正でございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） ここでですね質疑というよりも、この3款1項1目の中の公有財産購入費の部分についてはですね、今度の他の委員会審議の中で問題になっておりますけれども、この分については一応まだ納得できない部分があるんですね。そういうことでこれは保留にすべきではないかというようなですね、というふうに私は考えております。

これは各議員の間でも今いろいろ問題になっているんですけども、あれを249,000千円という形で買っていること自体に対してですね、あくまでも更地だという前提でみんな考えておっ

たと。それでこの間全員で見に行って、雨漏りが酷い建物があって、こういうものを補修するべきか、あるいは解体するべきかというようなことの結論が出ないのに、これを予算上で承認するということがおかしいというのが多くの議員の今意見になっております。建設経済常任委員会でも結論が出ないようですけども、総務文教常任委員会の場合はその前の段階で審議がちょっと。当日は全国議長会の社会文教委員会のが大観荘でありました関係で、審議自体が多少中断しており、まだそこまで行き着いていないようですけども、個人的な意見としてもここの中では、この問題はもうちょっと論議をしないとということですね、ほとんどの議員皆さんの方の意見もまだ出尽くしていないとか、納得していない部分が多分にあるものですからね。私も目の当たりに見ましたけども、あれを一部の執行部の人が見て、宝の山だと言うたとか言わんとかという話もありますもありますけども、何を見てどう言われたか知らんけども、あれはおそらく解体しても相当な費用がかかる。補修すれば5、6千万かかるということ、大きな禍根を残すようなことになる恐れがあるというのが、今多くの人の見方です。全員で見えておりますのでね、だいいち20cm近くのコンクリートが平気でたくさん雨漏りをしておったということは中の鉄筋というのはもう腐食してボロボロになっていると思うんですよ。外からの雨だれじゃないですからね。こんな厚いものを透して水がどんどん落ちてくるということは、中の鉄筋が腐食した状態で少々補修等やってもですね、また何年かですぐだめになると思います。ある意味ではちょうど見に行った日が雨だったので、そういった点では、神様の助けかなみたいだね、みんな目の当たりに見ましたからね。昔から造成地とかそういうこと含めてですね、不動産というのは雨の日に見に行けというというのが常識なんですけども、まさにその事例で行ったような状態でしたのでね、みんなびっくりしておりました。そういう意味で今言った3款1項1目の中のこの部分についてはですね、ちょっとまだ論議が足りないんじゃないかなというようなことで、納得できていないというそういう意味で終わります。

他の部分については私の方は特にありません。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

今の見解。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） これは地域振興部の方からも若干申しあげていたこととございますけども、建物が建ったまま購入ということとございますけども、これは建物を解体したときにいくらかかるかということですね、算定をいたしまして、建物を残したまま解体費を差し引いてですね購入をしておるということとございます。ですから更地になおすということ結論になればですね、それと同じようにその分の金額的なものを費やせば更地で買った金額と全く同じになるということとございます。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） ただその積算の根拠がね、解体費がいくらでどうでというのがまだ。そ

れを含めてというのはそれは聞いております。聞いておりますけども、その金額が果たして実勢価格と合うのかどうか、それもまだ明確に示されていないというのが問題ですね。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） それと社会福祉施設と言われているんですけど、何をどのようにやろうとされているのかというのが、まず先に出るべきところが、未だに我々に示されていないというところと、あとは初期投資としてのですね、補修の金額が正確に我々のところにですね伝わってきていることもないわけです。だからその辺もなくして、これを購入するというそういう手続きの手法がですね、どうも納得がいかないというところであります。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時45分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

社会福祉総務費の特別会計関係費、地域福祉促進関係費について、質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 先ほども言ったんですが、質疑として言わせていただきます。

看護学校跡地で社会福祉施設として利用されるということですが、こういった利用をされるのか具体的に教えてください。

それともう一点は、初期投資としての改修費、改築費、そのあたりももう見積を取られているでしょうから、その辺の金額も教えていただきたいと思います。

二点です。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 看護学校跡地の予算につきましては、県の方から払い下げというところで、建物につきましては、社会福祉施設として今後は活用していきたいというところで、地域福祉促進事業関係費で予算を上げさせていただくところでございます。今後の活用につきましては、本市の西地区の一つの地域福祉の拠点施設として、今後は活用していきたいというふうに思っております。この分につきましては、高齢化対策もありましょうし、いろんな福祉団体からのいろんな活用もありましょうし、そういうものの一つの拠点として今後は活用していきたいと思います。もう少し具体的に言いますと、介護保険事業が今後制度も変わりました、いろんな取り組みをやっていかなければならないということもございまして、そういうものに活用していきたいというふうに考えております。

それから費用の面でございますが、直接の所管としては地域振興部の方で、県とのいろんな

交渉やりながらきておりました経過もございますし、今後社会福祉施設として活用する場合につきましても、今のままでは当然利用がちょっと難しいというところですよ。改修についても地域振興部の方で試算等をやっただいておられます。それで金額につきましては3,000万円ぐらいいは費用がかかるんじゃないかと、それで福祉施設が2,400万円と、もう一つ防災施設で利用するようにしていますので、そちらが300万円ぐらいいで、最終的には3,300万円ぐらいいは必要じゃないかなというところですよ、私どもの方としては話として聞いておられます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） この間の議会全員協議会の説明の中で助役がですね、社会福祉協議会の業務を一部そちらの方にもっていきたいということをやったと思いますが、その内容についてもうちょっと詳しく説明してください。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 今地域福祉計画というのを昨年市の計画書を作り上げまして、今月末ぐらいいに社会福祉協議会の方で、地域福祉の活動計画というものが大体できあがります。それでその活動計画の中で、今後具体的に事業をやっていく中で、校区事業、一つの校区社協というのがあるのですが、そういうものを今後それぞれ市内全域でやっていく中でも、この施設も活用していきたいというふうには思っておりますし、介護保険事業を社会福祉協議会の方でやっている分、今はいきいき情報センターの方にヘルパーステーションをつくって、そちらの方でヘルパーの方が待機をしているという状況もございますし、社会福祉協議会自体で事業をやっていく中で、どうしても施設が不足しているということもございまして、そういうものにも活用していきたいということで、助役の方から社会福祉協議会という話が出たと思えます。そういうことで、所管の健康福祉部につきましても、その分も検討の中に入れておられます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） その地域福祉活動計画にも基づいてとかという話だと、早急に改修して事業をそちらにもって行って事業を実施するというお考えだということなんですよ。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 計画書ができあがってですね、即実行するというのは、一定の期間が必要ではないかということも思っておりますし、この施設につきましては、今議会の中で取得という議決をいただいた上での話ですよ、この施設の活用の方法として社会福祉協議会の方に対する市のバックアップということで考えたときに、社会福祉施設として活用するとすれば、その施設をですね、活用することでの検討もしていきたいということでございまして。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員）　ということは、具体的にいつから改修に入って、いつから利用するとかいう話の詰めというのは、まだ全然できていないということでしょうか。

○委員長（福廣和美委員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博）　その辺はですね、地域振興部の方で用地取得から施設の改修までですね、実際その費用的なものもございますし、当然改修する費用につきましては、予算が伴いますので、そういういろんな手続き上のことがあると思いますので、それを受けて健康福祉部としてですね、今後考えていきたいというふうに、具体的にですね。

○委員長（福廣和美委員）　岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員）　当時ジャスコをですね、買っていきいき情報センターにするときに、最初議会に言われた金額の倍以上になったという汚点がありますよね。あれは県の方から建築基準法が一部改正になって、あれは昭和56年ぐらい以前のものについて、耐震力が弱いから補強せろと言われたことから、あの膨大な金額になったというのがありましたね。あの同じ二の前を繰り返すようなことは、まずないんでしょうね。その辺の築年数とかも知りませんが、そういうふうにして、例えば今3,300万円とか言われて、実際かかろうとしよったら、いやちょっと待てよと、こうせれああせろでなったりとかということになってはいかんかと、そういう心配も。前にそういう例があったもんですからね、ちょっとその心配も一つ出てくるんじゃないかなと。

○委員長（福廣和美委員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博）　今岡部委員さんの方からの質問につきましてはですね、地域振興部の方で、議会全員協議会の中でも質問がございましたし、耐震補強が必要であるかないかというのを普通ならばそういうものをきちんとですね、検査してそれでも利用価値とか、買う価値があるのかということをしてから購入すべきじゃないかという質問もあっていましたし、そういう購入することについての事前の検討とかはですね、逃げるわけではございませんが、地域振興部の方でですねその辺をやりながら、今後の活用をどうするかというところでの以降の相談があったものを健康福祉部の方でどう活用していこうかというのをですね、そういう流れてちょっときておりますので、確かにジャスコの跡地を購入したときのいろいろな経過からしましてですね、議員さん方がいろいろご心配されることは当然のことだろうと私も思いますし、その辺の具体的なことはですね、ちょっと私の方では答えかねると思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（福廣和美委員）　岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員）　だから土地を買うことの否定じゃないのですよね。これは私も議長在任中にも市長と一緒に稗田副知事のところに行ってくださいと頼んできたからですね、今更もう要りませんというわけには。それは否定はしていないのですけども。

○委員長（福廣和美委員）　他にありませんか。

力丸委員。

○委員（力丸義行委員） いずれにしてもその補修とかが出てくれば、福祉の方の予算となるでしょう。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） そうですね。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） それならその担当が違うのはよく分かるんですけど、そういうことじゃ購入の審議がですね、できないんじゃないかなと。

それともう一つ建築基準法で確か昭和56年それ以後の物件についても、今いろいろ問題がありますから、建築基準法どおりに。本来官公庁の仕事は建築確認申請とか出さなくていいんですけど、やっぱり建築基準方に見合った改築、改修をするとなれば、それなりのものが出てくると思うんですよね。だから3,000万円と言われていましたけど、多分おそらく最低のところで出されているのかなという気がしますから、増えるんじゃないかなと。だからそういったところも具体的に担当の方から、我々も先にこれを購入にあたって審議をする先にやっぱり聞いておくべきじゃないかなと思うんですよ。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 担当部局の方で、その辺のところを説明するということでさせていただきたいと思うんですけど。

○委員長（福廣和美委員） それで先ほどの話で二、三点聞きたいんですけどね。約2,700万円とかいう話が出ていましたけども、何か話を聞いていると、要するに具体的にどこまでの利用をするかというのが決まっていなような感じを受けるわけですね。それであそこを改修して、そういう福祉施設として利用するといった場合に、将来にわたってあの建物はそういう使い方をするのか、それとも何らかあの土地が別の利用価値が出てきた場合に、取り壊すのか取り壊さないのかという、そういうところまで計画の中には今あるのかどうか。これを正式に今言われた西地区のですね、社会福祉施設として使っていこうと思うのであれば、本格的な改修をやってあそこからは、万が一あそこに何か建ってもそこに残すという考え方なのか、一時的利用なのかというね、そこだけは何か話の中ではあるんですかね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 将来にわたってということですね、県からの払い下げの中で、10年間は目的のものに使いなさいよというちょっと制約がございます。それで社会福祉施設を西地区につくるということですから、10年経てばそこでその社会福祉施設そのものをなくすかという話には、私はならなというふうに思っております。ですから購入につきましても、建物そのものをどうするかというのは、ちょっと別にしましてですね、社会福祉事業をやっていく中での施設は残すべきだというふうに私は考えております。

○委員長（福廣和美委員） と言うことは、本格的に手を加える場合は加えるというふうに判断してよろしいんですかね。まあ本格的ということとはなかなか難しいことですが。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 今の施設をとにかく改修をしてですね、使っていこうというのが基本的な考えがございますので、対応年数からしますと、50年から60年ということがありますから、それからすれば、もっと10年以上も使える施設だろうと思っています。

ただ言われるようにあそこの用地そのものを別の目的に使うというふうになったときにつきましては、当然施設そのものを壊すということの目的がちょっと出てきますから、そのときは当然建物がなくなりますが、社会福祉施設として、その施設を使わないとしてもですね、何らかの形で社会福祉事業をやっている中で施設は私は必要だというふうに思っています。

○委員長（福廣和美委員） 何か今のところはちょっとあんまりうまくいかんのやけど、将来的に今回補修をすれば、そこで本格的に使うのですよというのか、10年間の間でまた見直す。そのときに何に利用するかによって、そこから外れるかも分からんということであるのか、その辺りがですね、今回今の経済状況の中。将来変わるかも分かりませんからね、経済情勢も変わるかも分からないし、一番当初我々が総合体育館用地として買ってほしいと言ったときの情勢と、もう今の情勢とはもう全く違うし、そういう時の流れというものもあると思うんですけども、ただ今この厳しいときに、何千万という税金をつぎ込んでやるからにはですね、それなりのやっぱり価値がないと、一時的な分にそういうお金を注ぎ込むということは非常に厳しいのではないかという、それは私個人の意見かも分かりませんが、そういう感じをもっているわけですね。ですから、その辺りのことによってもまた中のあの部屋をどういう形で直して使っていけるかというのは、非常に厳しい面も。あまりいろんな団体が入ることは難しいのかなという思いもしますし、社会福祉の施設であればエレベーターとか、そういうものも必要になってくるだろうしですね、あとは問題はその耐震構造になっているのかどうかの問題もあるので、そこら辺りがクリアされてこないと、厳しいんじゃないかなと、そういう思いにもなっていますので、何か一つの質問として捉えて答えがあれば答えていただいで結構ですし、一応こちらの考え方を今言いましたので、なければもう次の質問者の方に代わりますが、お答えします。答えます。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 難しいですね。

○委員長（福廣和美委員） 難しい。

（健康福祉部長「はい。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） この公有財産は、この場合は施設だけを買う公有の900万円からの数字しか挙がっていないわけですね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 土地も含めてですよ。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 土地も入るわけですか。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） はい。土地と建物です。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） それで、その土地を購入する場合に条件というのが必ずあるけんね。さつき10年というきわどい数字が出てきましたけど、その10年がそういう多目的に使ったらいかんという制約ですね。極端に言えば。それでこの建物が10年もてれば、今度は壊して他の目的にも使えるということになってくるようなニュアンスを私は受けたわけですよ。まあそういうふうに解釈していいわけですね。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） そのとおりでございます。

○委員長（福廣和美委員） 力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 先ほどは都府楼保育所の方で譲渡する側だったんですけど、これは今度譲渡される側の方で、契約書なり覚書なり何か準備されているんでしょうけど、そういったものを我々議会の方には全然示されていないんですよ。昨日もおそらく示されてないと思いますので、やはりその辺もできれば見せていただきたいとそういうふうに思っております。

それとやはり何度も言いますが、施設の何をどういう状態なのかとか、やっぱりその辺をしっかりと、この建物購入にあたってはですね、我々もっと技師の方から聞くべきじゃないかと。あらためて意見として申しあげます。

○委員長（福廣和美委員） 契約書を出せるかどうかですが。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 契約というのは、当然予算で議会の議決いただいてですね、それが前提での契約になりましょから、地域振興部の方で一つの案としてはですね、当然県との協議をしながらつくっているというふうに思っています。それを出せるかどうかというのは地域振興部の方の判断でお願いしたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） その件についてね、いわゆる先ほど言った都府楼保育所の譲渡についても、今議会の承認がないとできないわけですよ。

（健康福祉部長「はい。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） しかしそれはあるわけよね。だけど向こうはできているけど、譲渡する側の場合はあるけど、譲渡される側方はないと言うのはちょっとおかしいし、できれば地域振興部のね、意見を今からでもちょっと問い合わせてもらえませんか。それで出せるのか出せないのか。

その結果で先に進みたいと思いますので、ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時24分

○委員長（福廣和美委員） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ここでお諮りします。

ただ今先ほどの委員の要望により、県有財産売買契約書案というものが提出されました。これについては、総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の方にはたぶん提出されていないと思いますし、環境厚生常任委員会に付託されている看護専門学校跡の施設購入につきましても、土地購入のそのものの決定がない限り、意味がありませんので、総務文教常任委員会、建設経済常任委員会の方がペンディングになったままになっておりますので、当委員会について、この部分については一応ペンディングという形を取らせていただいて先に進みたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、そうさせていただきます、その他の審議を行います。

先ほど執行部から補足説明がありました2目、8目、9目について質疑はありませんか。老人福祉費、重度心身障害者医療対策費、母子家庭等医療対策費についてですが。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） ねんりんピックで、全国から何人ぐらいこの太宰府市の催しものに参加されて、市民の方はどれぐらいそれに参加されたのでしょうか。おおよその数字でいいですか。

○委員長（福廣和美委員） 分かりますか。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 詳しい資料を持ち合わせておりませんので。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 約で頭の中に入っていれば。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 大体参加者は1万人ぐらいだったと思います。その内一般の参加者が。

（安部陽委員「市内の。」と呼ぶ）

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 市内の方というわけではありませんけれども、要するに65歳以上の市外の方ですかね、そういう方が大体5、600人ぐらいだっと思います。

○委員長（福廣和美委員） 1万人ぐらいですか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 5コースぐらいでしたよね。

○委員長（福廣和美委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（有岡輝二） 6コースですね。3コースの右回りと左回りという形ですね。

○委員長（福廣和美委員） いわゆる、そこのテントで開会式をやった時。

（すこやか長寿課長「はい。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） あれ1万人もおった。

（健康福祉部長「それ、県ば言いよとでしょ。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） 太宰府市の催しに参加した人数はそんなにおらんよ。もし人数が分かったら後で教えてください。

それでは次に進みます。

3款2項児童福祉費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（和田敏信） 1目の児童福祉総務費でございます。扶助費で、母子福祉関係費、高等技能訓練促進費でございますが、冊数の方は18ページ、19ページでございますけども、この高等技能訓練促進費につきましては、今までの実績と今後の見込みを精査したところで、減額補正を計上させていただいております。それで歳入関係がございますので、10ページ、11ページでございます。

下から2番目の国庫支出金、14の2の1、児童福祉費補助金でございます。2,009千円の減額でございます。これは、国庫の負担割合が4分の3でございますので、その負担割合で減額しているものでございます。

続きまして、3目の保育所費でございますが、財源更正ということで、これは財源内訳のところを見ていただきますと、分担金及び負担金というところが29,432千円と、これは保育料の現年分の増ということでございます。それで国庫支出金、県支出金がおのおの減額、そして一般財源を減額ということでございますが、歳入のところであわせてご説明したいと思います。

10ページ、11ページでございますが、一番上の保育所保育料現年分というところでございますけれども、これは収入等の要因といたしました去年の4月に星ヶ丘保育園、それからおおぎの保育園の定員を3月末ぎりぎりぐらいで40班20人ずつ、90人から110人定員に増やしまして、40人の増員、定員増を図りました。あわせて平成17年度の所得金額というのが確定しました。そういうものを合わせまして、ここで現年分の保険料が増えたということでございます。これに絡みまして、また真ん中の14款国庫支出金、1項国庫負担金の関係ですけれども、保育所運営費負担金（5/10）、これも△5,653千円。それから一番下にありますけれども、県支出金の保育所運営費負担金（2.5/10）でございますが、これも同じく負担割合で△2,826千円の減額補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 5目乳幼児医療対策費につきましては、3,000千円の増額補正を計上させていただいております。これは乳幼児の内、昨年7月から拡大しております3歳以上4歳未満の外来の医療費につきましては、年度末までに3,000千円の不足が見込まれますことか

ら、今回補正を上げさせていただいております。

以上です。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

1目、3目、5目について、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 次に20、21ページの3款3項生活保護費について、1目から順に執行部の補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず、生活保護費の認定支給事務関係費でございますけども、これは例年ちょうど今の時期になりますが、平成16年度の決算の認定を受けまして精算を行います。それに伴います返還金でございます。この分の合計といたしまして、12,863千円の返還金が生じておりますので、ここに計上させていただいております。

それから2目の扶助費でございますけども、生活保護費がかなりの減額補正という形になりました。これは、主な原因といたしましては、五条の方にごございましたアルコール依存症の更生施設でございます太宰府MACというのがありましたけども、平成17年4月末日をもちまして解散をいたしました。それで全て太宰府市から出ていかれましたということからですね、大きな減額が生じております。その他医療扶助についても全く同じような形になっており、全体的に減額が生じました。この合計が29,974千円でございます。

以上でございます。

それからあと歳入に関しまして、11ページをご覧くださいと思います。

11ページの分につきましては、これは国庫の負担金でございます、4分の3の24,179千円の歳出減に伴いまして、これは歳入もこの割合で減ってくるということになります。

それから県費につきましては、これは県費負担分がかなり分母が小さくなりますけども、県費につきましては、13ページの一番上にごございます生活保護費負担金（1/4）でございますが、県費負担の4分の1ということで、392千円の歳入減が生じております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。ただ今のところの生活保護総務費と扶助費について、質疑はありませんか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） アルコール依存症の方は何人ぐらい。10人ぐらい。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 14世帯でございました。

○委員長（福廣和美委員） 他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 次に4款衛生費、2項清掃費について、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（武藤三郎） 4款の衛生費、2項清掃費。塵芥収集関係費でございますが、需用費の5,484千円の減額補正でございます。これにつきましては、ごみ袋販売枚数の見込みの減によるものでございます。

それから委託料、塵芥収集運搬委託料。これにつきましては、収集の世帯数の増加、あるいは臨海西部への搬入の増、また電池、蛍光管の回収の増によりまして、6,239千円の増額補正をさえていただきます。あわせて差し引き755千円を増額補正させていただきます。

それから歳入の方、11ページの歳入でございますが、先ほど言いました消耗品の指定ごみ袋の販売枚数の見込み減によりまして、歳入の方につきましても6,674千円の減額補正をさせていただきます。

以上になります。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） なければ、今のところのいわゆる指定のごみ袋が、当初の予定よりも売れていないということですね。

（環境課長「そういうことです。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） しかし、世帯からすれば増えていると。

（環境課長「はい。」と答える）

○委員長（福廣和美委員） ということは、それだけごみの減量ができているというふうに考えてよろしいでしょうか。

課長ご意見があったら。

まあ私はいい方に受け止めましょう。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） なければ次に4款、3項上下水道費について、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（武藤三郎） 上水道施設費、公営企業関係費でございますが、福岡地区水道企業団出資金、467千円増。これにつきましては、共同溝の付帯施設であります監視・防災設備の変更が生じたことによる増でございます。

それから繰出金の247千円の減額でございますが、これにつきましては、本年8月に水資源開発公団の繰上償還が認められたことにより、繰出金額が減額となったことによりますところ

の減額補正でございます。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 以上で歳出を終わります。

次に歳入に入りますが、先ほど歳出で説明していただきました以外で、歳出に関連していない箇所がありましたら補足説明をお願いします。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 歳入の10ページ、11ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、民生費国庫負担金の内の9節保険基盤安定制度負担金。これは減額の95,097千円となっております。これは三位一体改革の関係で、国の負担金から県の方に移ったために、次に13ページをお願いいたします。13ページの15款、県支出金の7節保険基盤安定制度負担金、これがプラスの94,635千円の増となっております。国から県に負担金移ったための補正予算でございます。

それから続いてよろしいでしょうか。

○委員長（福廣和美委員） はいどうぞ。

○国保年金課長（木村裕子） 15款県補助金の民生費身県補助金の内の2節児童福祉費補助金、乳幼児医療費補助金が減額の4,678千円でございます。これは県の補助対象となる医療費の分が下回ったことによる減額補正でございます。

それと最後に15ページ雑入でございますが、民生費の雑入20,873千円の内訳です。重度障害者医療費の高額療養費の戻入が19,006千円、及び母子家庭医療費の高額療養費の戻入が1,750千円。それから母子家庭の医療費の返納金、これが117千円。合わせて20,873千円の雑入となっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

環境課長。

○環境課長（武藤三郎） 歳入の14ページでございます。

市債、先ほど言いました福岡地区水道企業団出資金でございますが、出資金の467千円の増に伴いまして、起債借入れで400千円の増額となっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（執行部からの補足説明なし）

○委員長（福廣和美委員） ただ今、歳入について説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) それでは、次に5ページをお開きください。

5ページの第2表、繰越明許費補正の1追加、上から3段目、4款衛生費、3項上下水道費の「福岡地区水道企業団出資金」について、執行部の補足説明を求めます。

環境課長。

○環境課長(武藤三郎) 上下水道費、福岡地区水道企業団出資金700千円。これにつきましては現在進められております水道広域化事業におきますところの国土交通省対象事業におきまして、共同溝本体工事の遅れによりまして、700千円の繰越が出たものであります。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 以上で繰越明許費補正を終わります。

次に第3表、債務負担行為補正、追加の上から4段目「太宰府市女性センタールミナス指定管理料」、及び5段目「老人福祉センター指定管理料」について、順に執行部の補足説明を求めます。

人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長(津田秀司) 先ほどご審議いただきました太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について関連しまして、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団にその管理運営を委託する費用として、平成18年度、平成19年度分16,768千円の2ヵ年分33,536千円を債務負担行為として補正するものでございます。

以上でございます。

○委員長(福廣和美委員) 続いて老人福祉センター。

すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長(有岡輝二) 同じく老人福祉センター指定管理料でございますが、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会に委託します11,370千円の平成18年度、平成19年度分の費用でございます債務負担行為でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長(福廣和美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 以上で債務負担行為補正を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(福廣和美委員) お諮りします。

当委員会に分割審査付託されました議案第36号について審査しておりますが、審査の終了が

見込めませんので、本日はこれで散会し、あらためて議会運営委員会に諮り、今会期最終日前に再度委員会を招集し、審査を続けたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○委員長(福廣和美委員) 異議なしと認めます。

よって本日は散会し、あらためて再開することにいたします。

これをもちまして、本日は散会といたします。

散会 午後3時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

平成 1 8 年 3 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成 1 8 年 3 月 2 3 日（木）再開

（ 第 2 日 ）

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成18年3月23日

午後 1 時 00 分

於 全員協議会室

日程第 1 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

2 出席委員は次のとおりである(6名)

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 福 廣 和 美 議員 | 副委員長 | 安 部 陽 議員 |
| 委員 | 力 丸 義 行 議員 | 委員 | 安 部 啓 治 議員 |
| 〃 | 山 路 一 恵 議員 | 〃 | 岡 部 茂 夫 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

| | | | |
|----------------|---------|-------------|---------|
| 市民生活部長 | 関 岡 勉 | 健康福祉部長 | 古 川 泰 博 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 市民課長 | 藤 幸二郎 |
| 環境課長 | 武 藤 三 郎 | 環境課施設整備担当課長 | 蜷 川 二三雄 |
| 人権・同和政策課長 | 津 田 秀 司 | 人権センター所長 | 西 山 源 次 |
| 福祉課長 | 新 納 照 文 | すこやか長寿課長 | 有 岡 輝 二 |
| 国保年金課長 | 木 村 裕 子 | 子育て支援課長 | 和 田 敏 信 |
| 保健センター所長 | 木 村 努 | | |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(2名)

| | |
|------|---------|
| 議事課長 | 田 中 利 雄 |
| 書記 | 満 崎 哲 也 |

再開 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） それでは、3月10日に散会いたしました環境厚生常任委員会を再開します。

本日審査いたします案件は、お手元に配布している日程のとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（福廣和美委員） 日程第1、議案第36号、「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

当委員会所管分であります3款1項の未審査分について審査を行います。

補正予算書18、19ページをお開きください。3款1項1目の地域福祉促進事業費について質疑を行います。委員の皆さんから質疑はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 先日もお尋ねはしているんですけども、もう一度確認でお尋ねしますが、改修の費用はいくらなのかということと、あと何年使うつもりなのかという二点について伺います。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず改修費用ということでご質問いただきましたけども、現在のところまだ見積を正確に取っておりません。今後全体的な流れの中で見積が出てくると思います。この見積の担当につきましては地域振興部の方をお願いをしております、一括的な見積が出てくるものと思います。また建物についてもですね、何年かということがございますけども、私ども当初話しの中ではですね、最低でも10年という話が出ましたけども、耐用年数の関係がございますので、その残りの対応年数を考えても、まだ十分使えるだろうということ、できるだけ長く使いたいという気持ちを持っています。しかし全体的な流れの中です、今後どういうふうな形で総合的にその跡地を進めていくのかということ、用途につきましても若干の変更も生じる可能性もございますので、その旨市長の方からも説明されたとおり、私どもも同じことを聞いております。そういうことから、正確にはいつまでということは申しあげられませんが、気持ちとしてはできるだけ長く使いたいという気持ちをもっております。

以上でございます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） まずその改修の件ですけれども、西地区の地域の社会福祉協議会としての活用ということで前回説明がありました。それで、その社会福祉協議会の方にもちょっと私意見を聞いてみたのですが、その改修するに当たっての費用ですね、これはもう社会福祉協議

会の方側としては市に全部負担をしてもらいたいということで、もし社会福祉協議会に対して負担を求められるのであれば、社会福祉協議会としてはもうお金が出せないから、使いたければでも断念せざる得ないというようなご意見なんですよね。それで、その点どうなのでしょう。市としては改修費用は全面市が持つというような考え方なのかどうか。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 改修費用につきましてはですね、今現在社会福祉協議会の方に出してもらうという考え方はございません。また用途目的につきましてもですね、全て社会福祉協議会の方にお貸しするようなこともですね、決定はしていません。あくまでも地域福祉の施設として活用するというで動いていますので、中身につきましては、確かに選択肢の中のの一つとして社会福祉協議会の部屋も必要なというものがあります。この地域社会福祉協議会をですね、進めていく上でもあそこが一番いいところだと思っています。特に西地区につきましては、かなり進んでおりますのでですね、できるだけそういうふうな形でその施設を活用してもらいたいという気持ちは未だに持っておりますけども、あくまでも地域福祉の施設であるというところで進めておりますので、今後の改修につきましても市の方で行うということになるかと思えます。

○委員長（福廣和美委員） 山路委員。

○委員（山路一恵委員） 私の希望としてはですね、やっぱり西地区の福祉の拠点という形でね、もうずっと先ほど建物が続く限りはやっていきたいということでしたけれども、例えば対応年数がきてね、建て替えなければならなということになったとしても、やっぱり引き続きその場所にですね、建て替えなりしてやっていっていただきたいという希望があります。ですから今後どういうふうになるかは、今の時点ではっきりしないというのは分かりますけれども、一応そういう希望があるということだけは申しあげておきたいと思えます。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） さっき対応年数が分からなかったけども、建設の日には分かりますか。建設された年は。大体それから算定をある程度できると思えますので。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 失礼しました。昭和59年5月2日に建築ということで報告をいただいています。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（安部陽委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部 陽委員） 利用計画案でですね、介護保険事業障害者対策等の地域福祉施設というふうな説明でございますけど、もうちょっと突っ込んだところでの具体的な、例えばヘルパーさんの待機所にするんだとか、何かそういう案がいくつか出ておれば、ちょっと概ねこういう

のに使いたいんだというようなことがあれば教えていただきたいのですけど。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 確かに安部委員が言われるようにですね、ヘルパーステーションも一つとして考えていますし、また介護保険関係も全般的にですね、人が必要な場合、そこで体制を整えるというところも必要であろうと思っておりますし、また具体的にいろいろな形で申しあげますとかなり使いたいというのは私も持っているのですね、ですけどもこれがまだ確定していないというところで、この公の場で申しあげるべきものではないというふうに考えております。あくまでも先ほどから申しあげますように地域福祉の分野で使わせていただくということですから、今どれが一番優先的かというのをですね、今後これがとおればですね、十分その中でまた考えていかなければならないと思っておりますので、そのときに優先順位を付けてですね、候補として上に挙げていきたいというふうに考えております。

○委員長（福廣和美委員） 安部啓治委員。

○委員（安部 陽委員） 隣には防災施設も考えておられるようですが、その災害という観点からですね、例えばヘリの離発着のスペースを、これは救護ヘリですたいね。そういう考えも持っているのかどうか。いろいろお金をかけなさいと言っているのではないですけどね、考えとしてはその部分も入ってくるのかなど。その辺どうですかね。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 救護ヘリにつきましてはですね、これはうちの方の総務部局の方でもっております防災体制によって変わってくるかと思っておりますけども、当然緊急の場合は学校の運動場も使っているようですし、また公園も使っていますし、またどこかの屋上も使っているような状況もございますので、ですからそういうことになればですね、緊急なときにその分については当然そういう必要性があれば使えるものということで考えております。これは施設全般に言えることじゃないかなと思っております。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（安部啓治委員「はい。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） なければ私の方からもいくつかお伺いしますが、なかなか今何人かの質問の中でもどういった使われ方、どういったところに貸すのかということが出てはいますが、一応今決まっていなくてもある程度何団体ぐらいをあそこに入れるつもりなのか、そこから辺りも分かりませんか。どこということではなくて、いくつぐらいの団体をあそこに入れるつもりなのか、分かれば。

福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まず団体ということになりますと福祉団体ということになるかと思っておりますけども、今入っておるのがですね、身体障害者福祉協会とあと長寿クラブですね、この二つ

が今社会福祉協議会の方に入っております。母子福祉会も入っていますね。それを今後いろんな団体からの要望というのが出てくるものと思っていますし、また以前からもう十数年前からそれぞれの団体事務室として確保して欲しいというような要望がもうかなり前から出てきておりますので、そこら辺も加味しながら考えていかなければならないと思っています。そういうことで一団体を優先するような形ではちょっと難しいだろうと思っていますので、ここでは一概にはちょっと申しあげられないというふうに思っております。できるだけその要望を叶えたいという気持ちを持っていますけども、何を優先的に使うのかということから入っていかなければならないと思っています。回答にはなりませんけども、お許しいただきたいと思いません。

○委員長（福廣和美委員） そうやって話を聞きよくと、何か回答しづらいことばっかしなのかなというふうに思えてくるんやけど、今回の補正予算はあまりあれなんですけども、これは他の委員会の担当になってしまうけども、しかしあの土地がどういう利用のされ方になるかによってね、この当委員会の所管分も変わってくるんじゃないかなということも思うんですよ。だからあくまでも全体の中の一つであって、これだけを単独で本当は考えるべきではなかろうと思うんやけど、現実がこういうふうに委員会に付託されていますので、この土地のことを聞いてもだめよね、あなたたちにね。

（福祉課長「はい。」と呼ぶ）

○委員長（福廣和美委員） それと一番最初に金額の話が出たけど、先ほど課長の方はできるだけ長くという回答をされましたけど、その辺りがどれだけの金額がかかってどうなのかというのが、今非常にこの予算を考えるというか、いろんなところに削減削減という形になってきている中で、やっぱりはっきりこうなるからこれだけの予算を認めて欲しいという形が出てこないよね、なかなかやっぱり、賛成はしようと思っているんやけど、本当にこれで大丈夫かと言うね、これは僕だけの意見かも分かりませんが、何べんかやっぱり騙されたというね、僕の心の中に傷があるわけですよ。それがちくちくちくちく痛くなってくるわけね。皆さんを信頼しているんですけども、信頼をするがゆえに何か裏切られたという気持ちが後からしている部分があるね。別に健康福祉部じゃないですよ。皆さんのところじゃないから心配せんでいいけど、あるもんですからね。信用してよろしいでしょうか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 建物については鉄筋ですから、大体耐用年数が約60年ぐらいありますよね。そうするとかなり長く使えるだろうという判断にはなってくるのですが、あそこは社会福祉地域福祉の施設としてですね、西地区の一つの拠点としてあの場所に設けようということですから、それを例えば10年後にそれをやめるというのは無理だと思うんですね。そういうことからすると西地区に地域福祉施設をつくったときにはですね、当然あそこは西地区の社会福祉の中心であるということはこれからずっと永久に続いていくことだろうと思うんですよ。ですから一つのいい機会でもあるのではなかろうかというふうに私は思いますので、是非

ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（福廣和美委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） あのね、これ買うのに西地区やらという言葉を使いよったらおかしいんじゃないの。市全体のことを考えてたまたま西地区の発展のためになるというような考え方を持たんと、西地区のために買うと言ったら僕は反対するよ。

市民全体のための施設にせんと。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） ちょっと私の言い方がまずかったと思うんですが、太宰府市全体のことでも考えた中でですね、たまたま場所が西の方にありますから、そういう意味で私は言ったんです。そこら辺誤解のないようにお願いします。

○委員長（福廣和美委員） よろしいですか。

（安部陽委員「はい。」と呼ぶ。）

○委員長（福廣和美委員） 他にありますか。

力丸委員。

○委員（力丸義行委員） 一つが先ほどから耐用年数が60年と言われてはいますが、もう少しうちの技師の方と話されて、耐久年数がどれくらいあるのかということところが最も大事じゃないかと思うんですよ。耐用年数といのは一律60年というのはいま決まっていますけど、実際の建物によつての耐久年数というのが重要じゃないかなと、一点がですね。それとも一つできるだけ長く使われたいということですけど、今のこの時点でですね、あまりそれを言われるのはどうかと。まあ将来的にまちづくりとかですね、いろんなことが可能性としてはありますので、ただその福祉のこの施設としての一つの土地というか箱というか、そういったものが今回獲得できるわけですから、今の建物がそのままずっと何十年もということじゃない可能性も十分あるわけですから、だからそれをまたそういうふう柔軟に対応していかれるのがいいんじゃないかなと思いますので、今の建物を長く使うという考え方を今はっきりさせられるのはどうかと。それはやはり耐久年数とかそういうところがありますからと私は思ひます。

○委員長（福廣和美委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（古川泰博） 一つは今回の県からの購入の一つの条件としては10年ということも一つ条件としてありますので、その辺もちょっと関係してくるのかということも思ひます。ただ耐用年数と耐久力というんですかね、その辺のことは確かに今までの使われ方とかですね、管理の仕方によつて年数が変わってくるだろうというふうに思ひますので、当然今後どれだけ使われるかというのはきちんと技師の方にでもですね、その辺はチェックしていただいた上で、計画の中の年数にも関係してくるんじゃないかなというふうには思ひています。

○委員長（福廣和美委員） いいですか。

（力丸委員「はい。」と呼ぶ。）

○委員長（福廣和美委員） 分かりました。

まだ聞きたい部分はあるんやけどね、ちょっと我々が思っていたことと長期に使うということとですね、我々は短期になるのではないかというふうに想像しよったもんですから、その予算と要するに概要ね、どういったところが入るとか、どういうことに利用するとか、それは何月ぐらいを目処に決められます。今からされるんでしょ。

○委員長（福廣和美委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） まだ具体的にいつということは、まだお答えできない状態ですけども、新年度、平成18年度の補正予算の中ですとですね、補正がいつになるのかというところで計画が挙がってくると思います。今現在は地域振興部の方である程度の見積関係を技師の方で行っておりまして、それを今度は専門家の方にですね、設計屋さんの方に出したり、あるいはまた直接施工される建築業者の方をお願いするかも分かりませんが、まあこういう段階で今きています。ですから今現在の規模で改修するののかというのも確定しておりませんし、できれば私どもの希望を取り入れてもらいたいという気持ちも持っております。しかしながらトップの方、助役の方の考え方も皆様方にもお話したようにですね、あまり大きなお金を掛けたくないというのが現状でございます。ですから必要最小限の金額で改修できるものを今後も考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんね。

（「はい。」と呼ぶ者あり。）

○委員長（福廣和美委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

岡部委員。

○委員（岡部茂夫委員） 賛成はするというで討論をいたします。

問題はですね昭和59年だから耐用年数的なことからするとですね、あれは昭和56年以前の建物で失敗したのは、うちのいきいき情報センターの問題がありますよね、最初3億円くらいと言って、7億円近くかかったという大変な見込み違いがありましたね。だから耐用年数だけでいくとですね、60年ということはありますけど、一概にやっぱり建物というのはそうもいかん。それはこの前見に行った右側の方だとは思いますが、最初に見た方なんていうのは、あれは耐用年数もなく後5年もすればボロボロになるんじゃないかという。雨漏りというのは単なる雨漏りじゃなく、木造の雨漏りは治せるんですよ、逆に。鉄筋の雨漏りというのは中の鉄筋に食い込んで、これがボロボロになるとこれが一番怖いんですね。私も何十年かまあ住宅屋というか、建築屋じゃないんですけども、住宅関係の協会のことで検査にも回ったりしていましたけども、木造ならですね雨漏りというのは逆に言えば簡単なんですけど、鉄筋の雨漏りというのは3倍から5倍も手がいるというですね、そういう経験もあるし、いきいき情報センターの失敗もありますからね、そういった点でやっぱり現時点で改修費用が、やはりまだ高額に出るのではないかという懸念が一つあるということがあります。それから現時点で改修費の算定を全く出していないというのも、我々議会に諮るうえで非常に我々の判断がしにくい

というのが一つありますよね。だからそういうこともありますので、やはりこの耐震の関係でいくと、あるいは正常な状態であれば昭和59年だからですね、昭和56年以前のものとは違いますけど、その後の管理も含めてですね、実際にそういう二の舞をせんのかなという、それが非常に心配でありますので、そういった点でまたそういう二の舞をしないように、ひとつ何とか対応していただきたいというふうに思います。

この件に対して賛成はいたします。

○委員長（福廣和美委員） 他に討論はありませんか。

山路委員。

○委員（山路一恵委員） 賛成はするんですけど、今後どういう使い方をするのかということについてはですね、やっぱり議会に報告をちょこちょこしていただいてですね、意見を聞くなどやっぱり柔軟にやっていただきたいというのがあります。最近決めてしまってから報告で、後で議会がいくら言ってもどうしようもないということが多いような気がしますので、やっぱり議会は市民の代表が集まってきている場で、本来ならば市民の意見を広く聞くのが本当なんでしょうけども、それがなかなか難しいということであれば、やっぱり議会の意見をできる限り尊重していただきたいということを申しあげておきたいと思います。

○委員長（福廣和美委員） 他にありませんね。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○委員長（福廣和美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号、「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（福廣和美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第36号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午後1時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（福廣和美委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここでお謀りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがこれにご異議はありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○委員長（福廣和美委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後1時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成 18 年 6 月 26 日

環境厚生常任委員会 委員長 福 広 和 美